

**たつの市第3次障害者計画・第5期障害福祉計画
及び第1期障害児福祉計画**

平成30年3月

たつの市

はじめに



平成 23 年の「障害者基本法」の大幅な改正の中で、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という理念が掲げられ、また、「障害者虐待防止法」の制定をはじめ、平成 25 年の「障害者差別解消法」の制定等、共生社会の実現に向けた障害のある人の権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法整備が進んでいます。平成 28 年 4 月には「障害者差別解消法」が施行され、共生社会の実現に向けた取組がより一層推進されているところです。

たつの市においては、平成 19 年 3 月に「たつの市障害者計画及び障害福祉計画」を策定し、以後、障害福祉計画については 3 年ごとに見直しを行いながら、平成 24 年 3 月には「第 2 次障害者計画・第 3 期障害福祉計画」を策定、平成 27 年 3 月には「第 4 期障害福祉計画」を策定して、相談、権利擁護、就労、地域生活等における支援体制の充実を図り、平成 30 年 4 月には「たつの市共に歩む手話言語条例」が施行されます。

今回の計画では、障害児支援にかかるサービスの提供体制の確保等に関する計画の策定を踏まえて、これまでの市の取組に、新たな国の障害者制度の動向や各分野の動向等を考慮しながら、更なる障害者福祉のまちづくりを推進していくことを目指しています。この計画の実行に際しましては、障害のある人の日常生活や社会生活を支える地域の皆様の御協力が不可欠です。皆様には一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました「たつの市第 3 次障害者計画・第 5 期障害福祉計画等策定協議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等に御協力くださいました皆様並びに関係者各位に心から感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

たつの市長 山本 実

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画の背景と趣旨.....	1
2 計画の性格.....	4
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	5
第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題.....	6
1 障害のある人をめぐる動向.....	6
2 アンケート調査結果からみる現状.....	10
3 第4期障害福祉計画における障害福祉サービス等の状況.....	16
4 課題の整理.....	24
第3章 計画の基本的な考え方.....	25
1 基本理念.....	25
2 基本目標.....	26
3 施策の体系.....	27
第4章 障害者計画.....	28
1 共に支え合う共生のまちづくり.....	28
2 一人ひとりが自分らしく暮らせるまちづくり.....	35
3 社会参加に向けた自立を支えるまちづくり.....	42
第5章 障害福祉計画.....	47
1 平成32年度(2020年度)の数値目標.....	47
2 障害福祉サービスの見込量.....	49
3 地域生活支援事業の見込量.....	54
第6章 障害児福祉計画.....	60
1 平成32年度(2020年度)の数値目標.....	60
2 障害児を対象としたサービスの見込量.....	61
第7章 計画の推進体制.....	63
1 PDCAサイクルに基づく計画の評価・見直しの実施.....	63
2 関連計画との連携.....	64
3 関連する計画の推進.....	64
4 関係機関・団体との連携.....	64
《資料編》.....	65
1 たつの市障害者等地域自立支援協議会要綱.....	65
2 たつの市第3次障害者計画・第5期障害福祉計画等 策定協議会委員名簿.....	67
3 用語解説.....	68

第 1 章 計画の概要

1 計画の背景と趣旨

(1) 国際社会の動向

昭和 52 年、国連は「完全参加と平等」をテーマとして、この年を国際障害者年としました。その後は昭和 58 年から平成 4 年までを「国連・障害者の十年」と定め、障害のある人の人権を基礎にすえた活動を展開してきました。この期間に各国の障害のある人の施策は進展し、障害者福祉にかかわる NGO 活動等も活性化してきました。これらの取組では、障害のある人が社会を構成する一員として、障害のない人たちと同じように、社会のあらゆる活動に参加することが目標とされてきました。

また、平成 13 年、第 56 回国連総会で「障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的総合的な国際条約」決議案がコンセンサスで採択され、平成 18 年には、第 61 回国連総会で、障害のある人の差別を禁止する「障害者権利条約」が採択されました。わが国においては、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」をはじめとする関連法の改正が行われ、「障害者権利条約」に必要な国内法の整備が整い、平成 26 年 1 月に国連事務局に批准書が寄託され、同年 2 月に「障害者権利条約」が発効となりました。

(2) 国の動向

国においては、平成 23 年の「障害者基本法」の大幅な改正の中で、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という理念が掲げられ、障害者支援に関連する法律のすべてに通じる基本目標とされました。

そのほか、障害のある人の定義についても、「個人の機能障害に原因があるもの」と考える「医療モデル」から、「社会的障壁」による日常生活や社会生活に制限を受けることを問題にする「社会モデル」に大きく転換し、共生社会の実現は社会全体の課題であることが示されています。

また、平成 23 年の「障害者虐待防止法」、平成 24 年の「障害者総合支援法」（障害者自立支援法の改正法）、平成 25 年の「障害者差別解消法」の制定や、同じく平成 25 年の「障害者雇用促進法」の改正等、共生社会の実現に向けた障害のある人の権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法整備が進んでいます。更に、平成 28 年 4 月には「障害者差別解消法」が施行され、共生社会の実現に向けた取組がより一層推進されているところです。

(3) 各分野の動向

雇用・就業の分野では、平成 28 年 4 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、雇用の分野における障害を理由とする差別の禁止及び障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）等が定められました。また、精神障害のある人を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を講ずることが、平成 30 年 4 月から施行されることとなりました。

精神障害のある人の地域移行促進の分野では、平成 25 年 6 月に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、一部を除き平成 26 年 4 月より施行されました。精神障害のある人の地域生活への移行を促進するため、精神障害のある人の医療に関する指針（大臣告示）の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行うこととなりました。

障害児支援の分野では、平成 30 年の第 5 期障害福祉計画の国の基本指針の見直しにより、「障害児福祉計画」の策定が義務づけられ、障害児通所支援等の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための仕組みが導入されることとなりました。それに伴い、「居宅訪問型児童発達支援」の創設や児童発達支援センターの設置等、より一層、障害児支援の提供体制の整備等が図られています。

発達障害者支援の分野では、平成 28 年 8 月に施行された発達障害者支援法の一部を改正する法律では、発達障害のある人の支援が切れ目なく行われること、発達障害のある人の社会的障壁を除去するために行われること、また、その意思決定の支援に配慮しながら共生する社会の実現に資する旨が、基本理念として新たに設定されました。

ほかにも、生活環境の分野では平成 18 年に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律による総合的なバリアフリー化が、教育・育成の分野では平成 19 年に学校教育法の中に位置づけられた「特別支援教育」による、障害のある幼児・児童・生徒の教育に関する支援の充実等が進められています。

(4) たつの市の動向

たつの市は、平成 17 年 10 月に、1 市 3 町の市町合併により誕生しました。合併以前も各市町において障害福祉計画等が策定されており、様々な分野にわたる施策が展開されていたところですが、市町合併を機に、平成 19 年 3 月には、各市町の従来の計画を踏まえつつ、新市として一本化した「たつの市障害者計画及び障害福祉計画」を策定しました。以後、障害福祉計画については 3 年ごとに見直しを行いながら、平成 24 年 3 月には「第 2 次障害者計画・第 3 期障害福祉計画」を策定、平成 27 年 3 月には「第 4 期障害福祉計画」を策定して見直しを行い、相談、権利擁護、就労、地域生活等における支援体制の充実を進めてきたところです。

しかし、地域社会に目を向けると、障害の有無にかかわらず誰もが当たり前

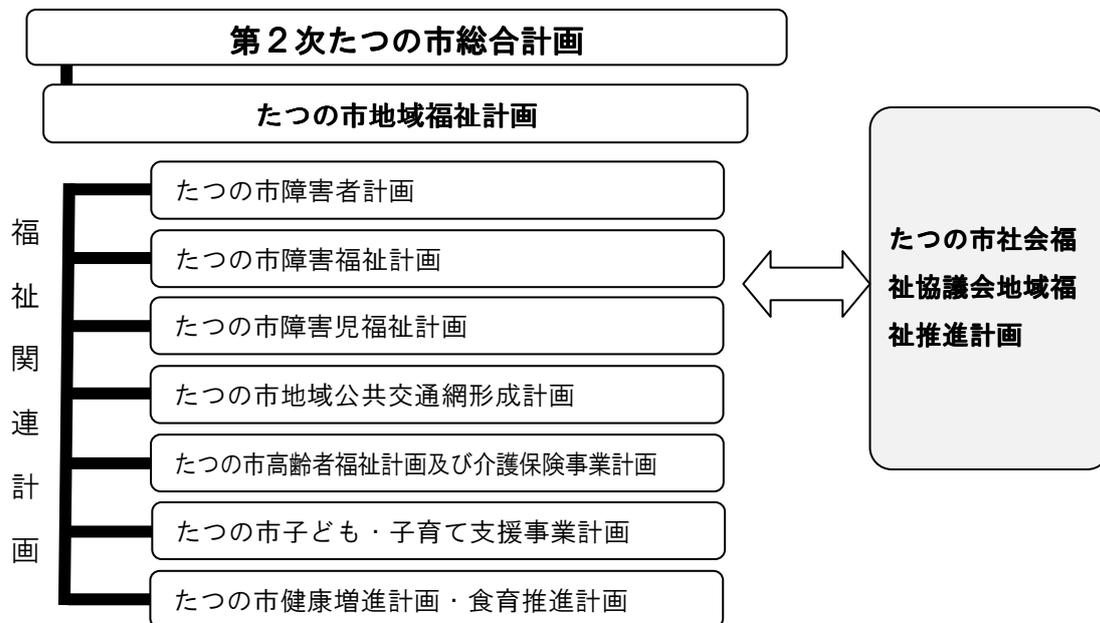
生ずる社会の実現には、まだ多くの課題が残されています。また、国の基本指針に従い、障害児支援にかかるサービスの提供体制の確保等に関する計画の策定が求められています。そのため、これまでの市の取組に、新たな国の障害者制度の動向や各分野の動向等を踏まえ、本市における更なる障害者福祉のまちづくりを推進していくことを目指して、「たつの市第3次障害者計画・第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」（以下、本計画という。）を策定します。

■ 障害者関連法整備の主な動き（「障害者自立支援法」施行以降）

年	主な動き	
平成 18 年	「障害者自立支援法」の施行（4月） 国連総会で「障害者権利条約」を採択（12月）	
平成 19 年	障害者自立支援法	日本が「障害者権利条約」に署名（9月）
平成 21 年		「障害者雇用促進法」の改正・施行（4月） ・障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大 等
平成 23 年	「障害者基本法」の改正・施行（8月） ・差別の禁止、教育・選挙における配慮を規定 等	
平成 24 年	「障害者虐待防止法」の施行（10月） ・通報義務、立入調査権を規定 等	
平成 25 年	障害者総合支援法	「障害者総合支援法」の一部施行（4月） ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 国において「障害者基本計画（第3次）」策定（9月） ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記 ・計画期間の短縮 等
平成 26 年		「障害者総合支援法」の改正・施行（4月） ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等 日本が「障害者権利条約」を批准（1月）
平成 28 年	「障害者差別解消法」の施行（4月） ・差別の禁止、差別解消の取組の義務化 等 「改正障害者雇用促進法」の施行（4月） （一部、平成30年4月施行予定） ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 「成年後見制度利用促進法」の施行（5月） ・利用促進会議等の設置、利用促進に関する施策 等 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（8月） ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等	
平成 30 年	「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部施行（4月） ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等	

2 計画の性格

- (1) 本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」であり、障害者施策を推進するための基本理念、基本目標を定めることにより、その方向性を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針となるものです。
- (2) 本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、今後、たつの市が進めていく障害福祉サービスに関わる給付、その他支援施策の方向性及び目標を定めたものです。
- (3) 本計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定める「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、障害児福祉サービスに関わる提供体制の確保や必要な見込量等について、計画的に整備するためのものです。
- (4) 本計画は、平成 29 年度からの「第 2 次たつの市総合計画」を上位計画とし、「たつの市地域福祉計画」等の関連計画と連携を図りながら、可能な限り具体的な方策を示すものです。



3 計画の期間

- 第 3 次障害者計画の期間は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までを目標年度とする 6 年間を計画期間とします。
- 第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画は、国の方針で平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）の 3 年間となっています。

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
障害者計画	← 第3次 →					
障害福祉計画	← 第5期 →			← 第6期 →		
障害児福祉計画	← 第1期 →			← 第2期 →		

4 計画の策定体制

(1) 策定協議会での審議

計画策定にあたっては、本計画の策定協議会で、調査実施内容や調査結果、計画内容等について検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

障害のある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向等を把握し、本計画策定の基礎資料として障害のある人の福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

【アンケート調査概要】

調査地域 : たつの市全域

調査対象者 : 市内在住で障害者手帳等をお持ちの方及び健常者の方

調査期間 : 平成29年9月12日～平成29年9月27日

調査方法 : 調査票による本人記入方式

郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

調査対象者	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
障害のある方	1,400 件	727 件	51.9%
健常者	400 件	272 件	68.0%

(3) パブリックコメントの実施

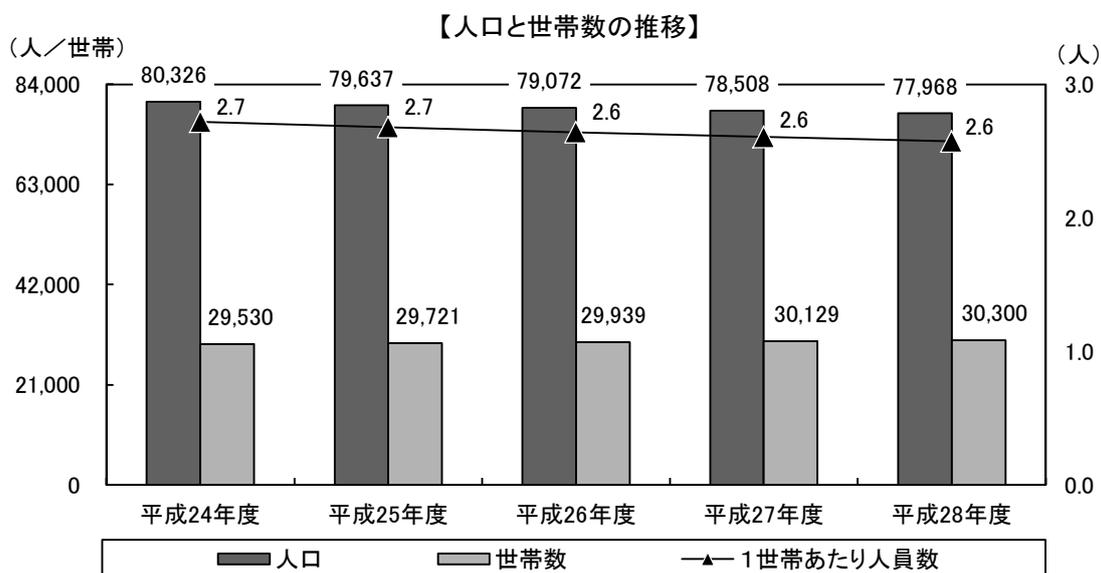
計画策定にあたっては、ホームページ等において計画案を公表し、市民の考えや意見を聴くパブリックコメントを実施しました。

第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題

1 障害のある人をめぐる動向

(1) 人口・世帯の状況

本市の人口は平成28年度で77,968人、世帯数は30,300世帯で、1世帯あたり人員数は2.6人となっています。近年の動向をみると、人口は減少傾向にある一方で、世帯数は増加傾向となっており、世帯の小規模化が伺えます。

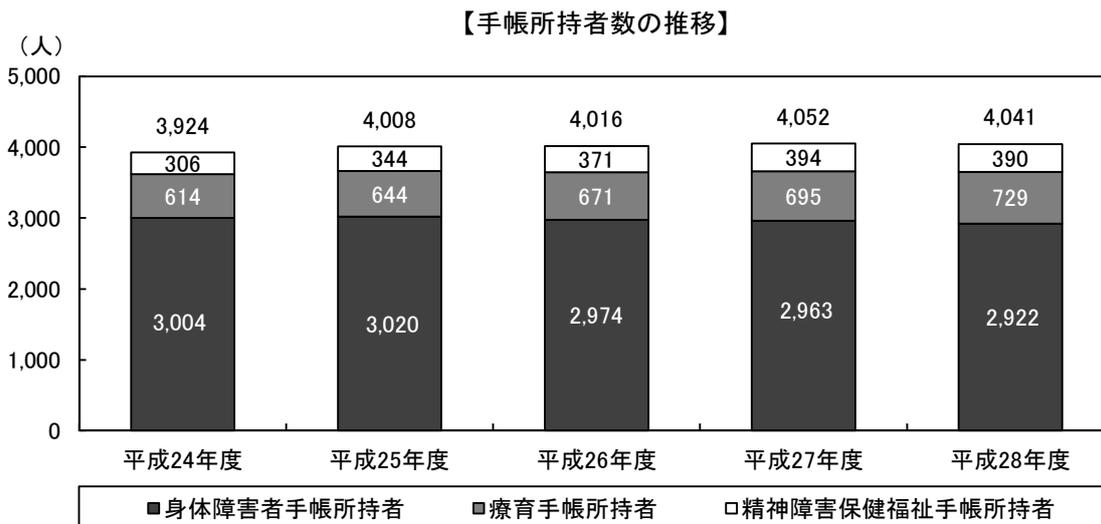


資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

(2) 障害のある人の状況

① 障害のある人・児童の手帳所持者の推移

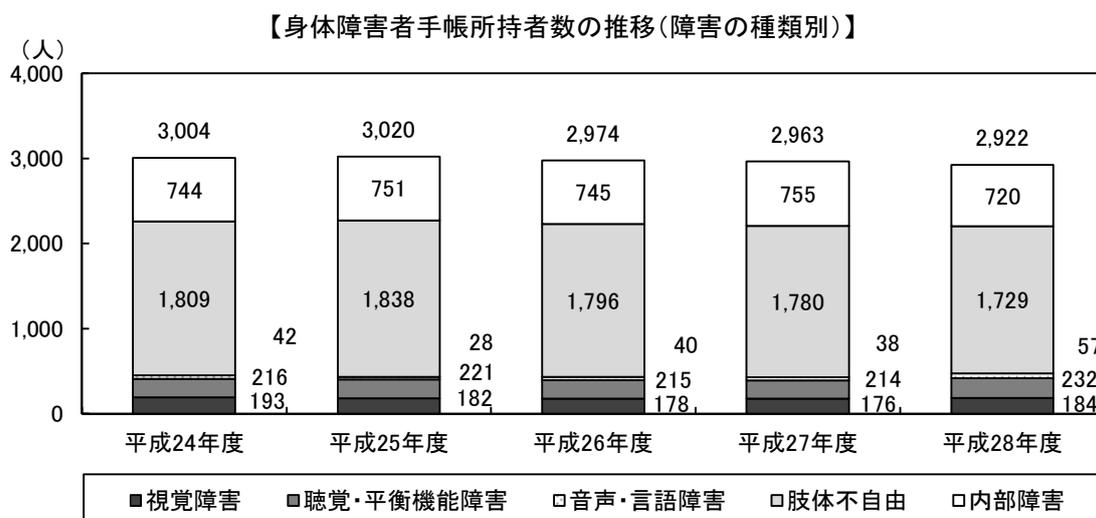
本市の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む））は、平成28年度で、4,041人となっています。身体障害者手帳所持者数は減少傾向にある一方で、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。



資料：地域福祉課（各年度3月31日現在）

② 身体障害者手帳所持者の推移

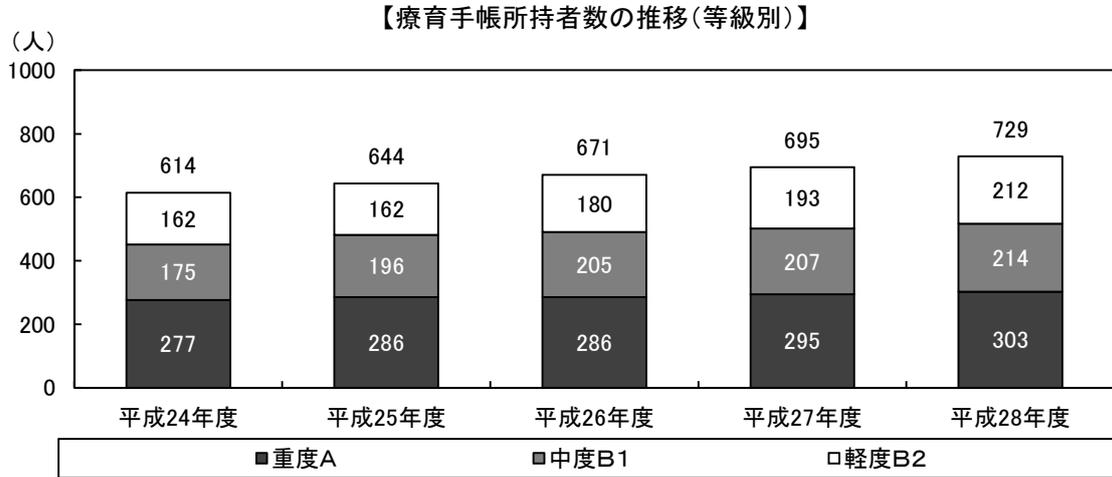
身体障害者手帳所持者数の推移を障害の種類別にみると、減少傾向にあるものの、肢体不自由が最も多く、全体の6割程度を占めています。また、内部障害も多くなっています。



資料：地域福祉課（各年度3月31日現在）

③ 療育手帳所持者の推移

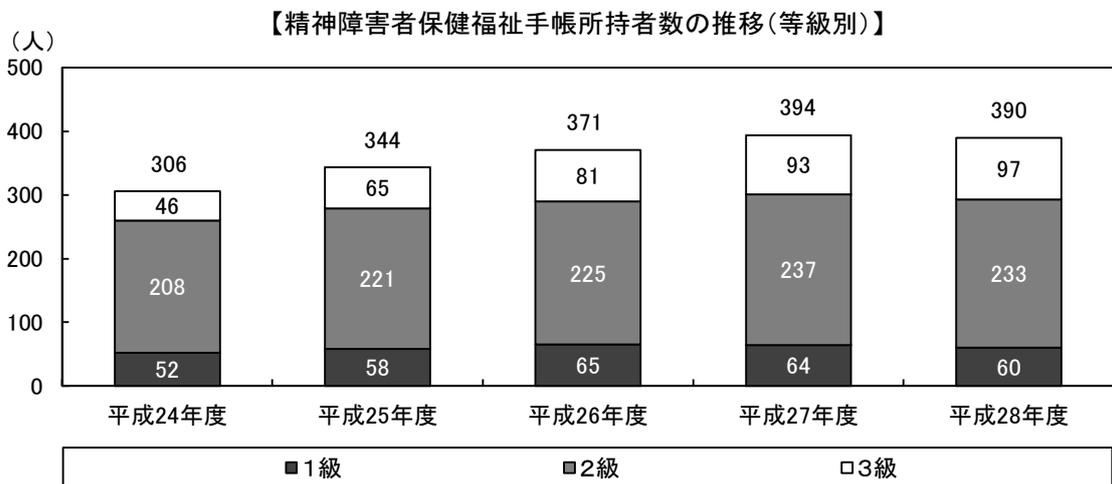
療育手帳所持者数の推移を等級別にみると、いずれの等級も増加傾向にあり、中でも重度Aが最も多くなっています。



資料:地域福祉課(各年度3月31日現在)

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

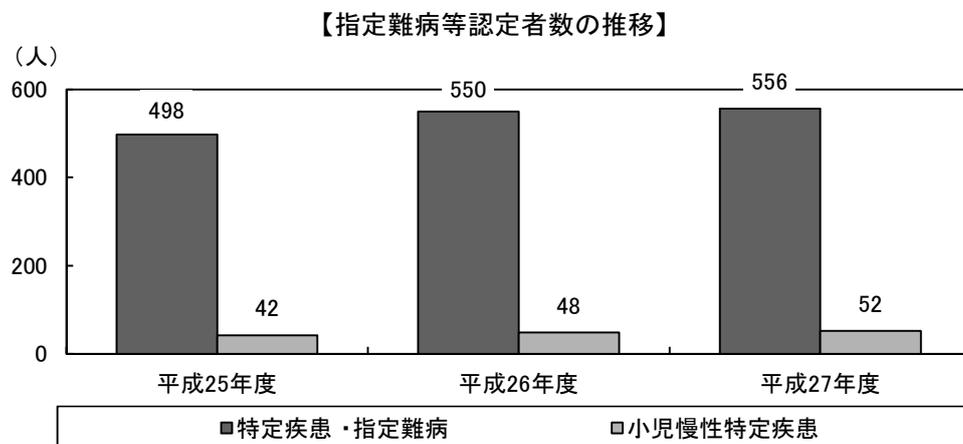
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を等級別にみると、2級が最も多く、全体の6割程度を占めています。また、1級はほぼ横ばいで推移していますが、2級、3級は増加傾向にあります。



資料:地域福祉課(各年度3月31日現在)

⑤ 難病のある人の推移

指定難病等認定者数の推移をみると、特定疾患・指定難病、小児慢性特定疾患ともに増加傾向にあります。

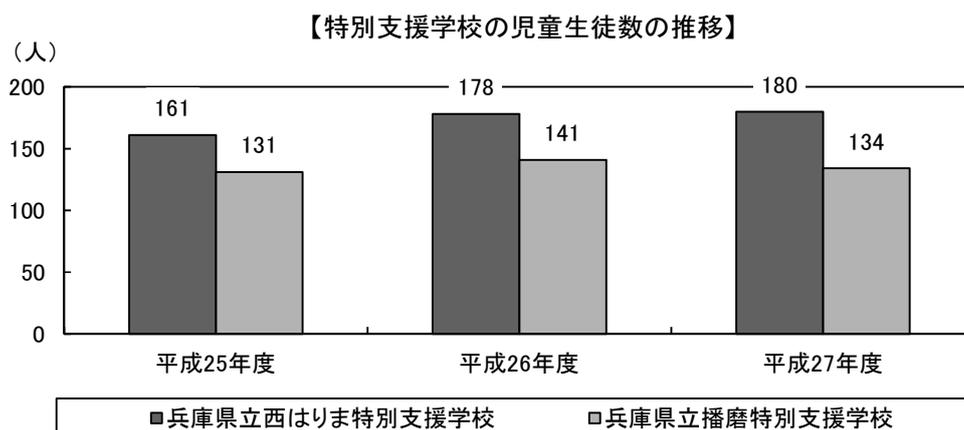


資料:兵庫県健康局 疾病対策課 (各年度3月31日現在)

(3) 障害のある子どもの就学等の状況

① 特別支援学校の児童生徒の推移

特別支援学校の児童生徒数の推移をみると、兵庫県立西はりま特別支援学校は増加傾向となっていますが、兵庫県立播磨特別支援学校はほぼ横ばいで推移しています。



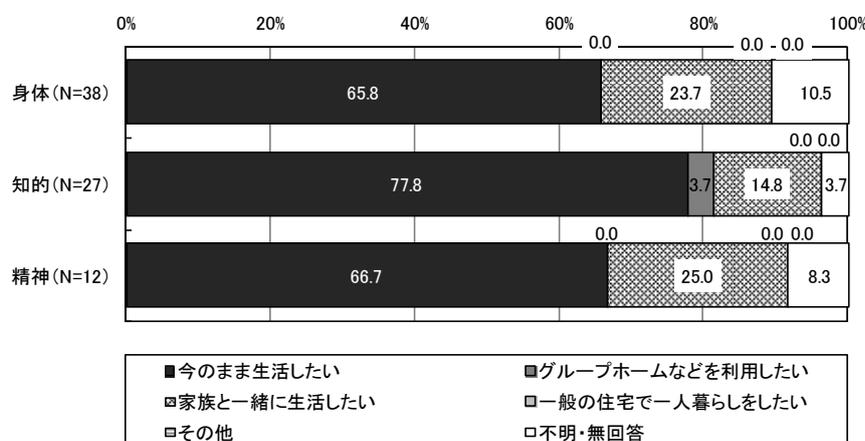
資料:兵庫県立西はりま特別支援学校、兵庫県立播磨特別支援学校

2 アンケート調査結果からみる現状

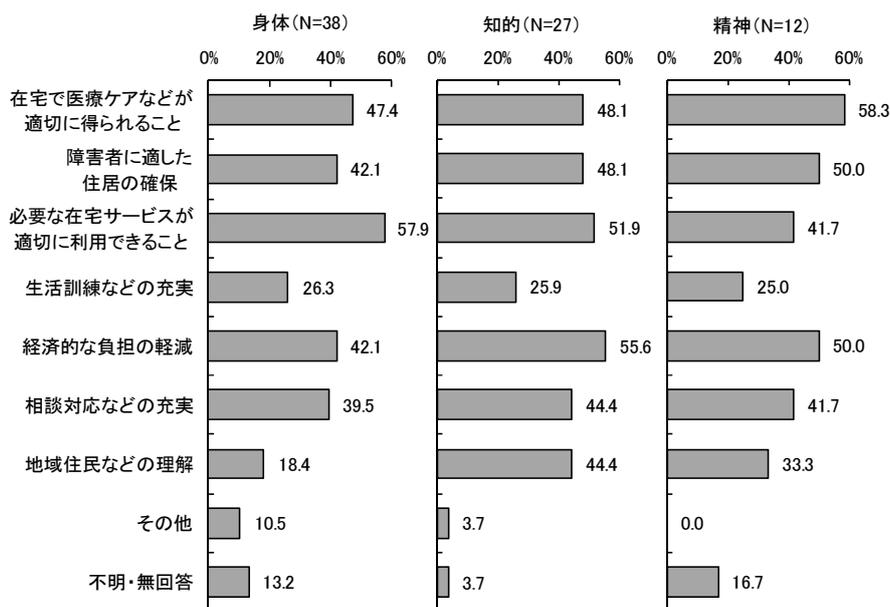
(1) 住まいや暮らしについて

- ・ 将来的な生活の意向については、3障害ともに「今のまま生活したい」が最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」が高くなっています。また、知的では「グループホームなどを利用したい」が3.7%となっています。
- ・ 地域で生活するために必要な支援については、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」「障害者に適した住居の確保」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「経済的な負担の軽減」が特に高くなっています。

■ 将来的な地域生活の意向 「障害のある人対象調査」より



■ 地域で生活するために必要な支援 「障害のある人対象調査」より

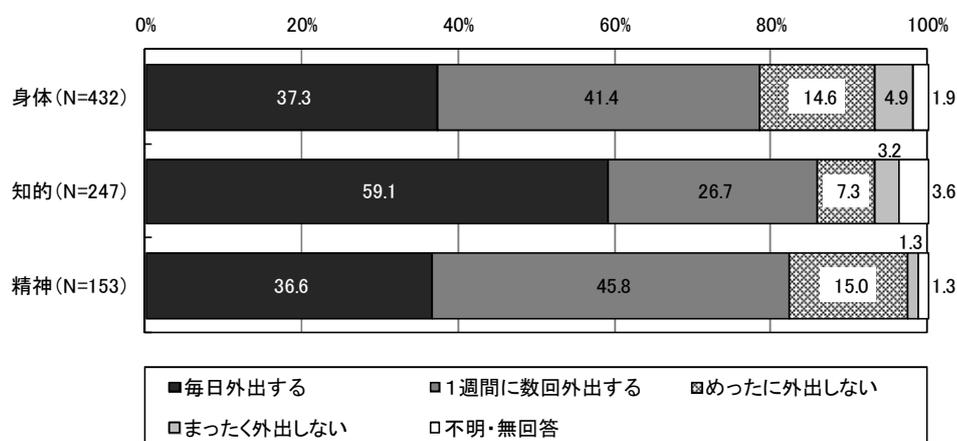


※「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」または「病院に入院している」方への限定設問

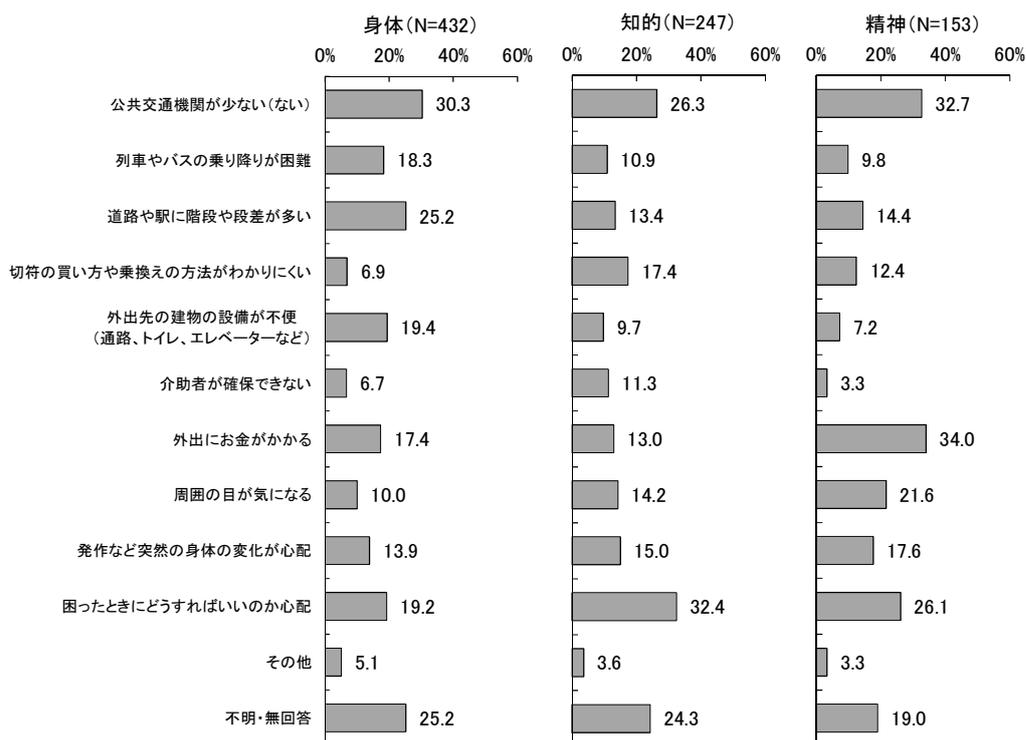
(2) 外出について

- ・ 1週間の外出頻度では、身体・精神では、「1週間に数回外出する」が最も高く、次いで「毎日外出する」が高くなっています。知的では「毎日外出する」が最も高く、次いで「1週間に数回外出する」が高くなっています。また、3障害ともに「めったに外出しない」「全く外出しない」の合計が1～2割程度となっており、1～2割程度の方が普段外出しないとなっています。
- ・ 外出時に困ることでは、身体では「公共交通機関が少ない(ない)」、知的では「困ったときにどうすればいいか心配」、精神では「外出にお金がかかる」がそれぞれ最も高くなっています。

■ 1週間の外出頻度 「障害のある人対象調査」より



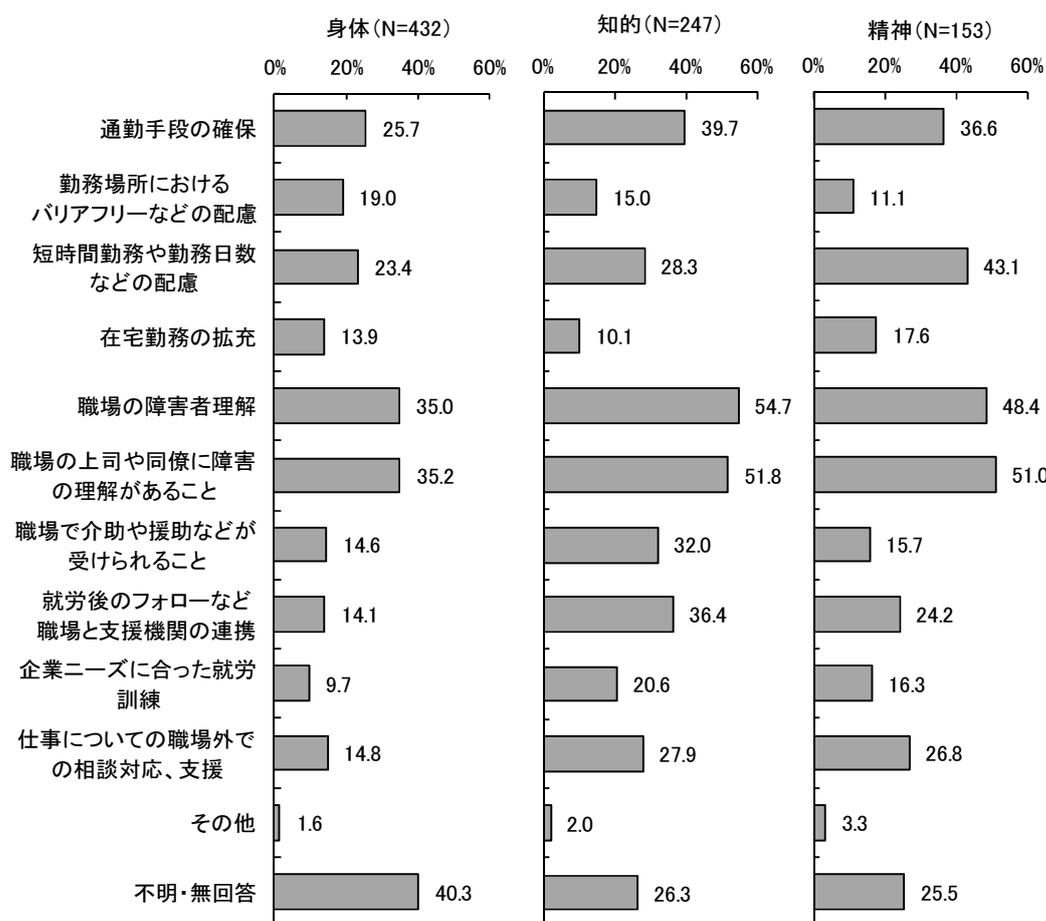
■ 外出時に困ること 「障害のある人対象調査」より



(3) 就労について

- ・ 障害のある人の就労支援として必要だと思うことについては、身体・精神では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も高くそれぞれ 35.2%、51.0%、次いで「職場の障害者理解」がそれぞれ 35.0%、48.4%となっています。知的では「職場の障害者理解」が 54.7%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 51.8%となっています。

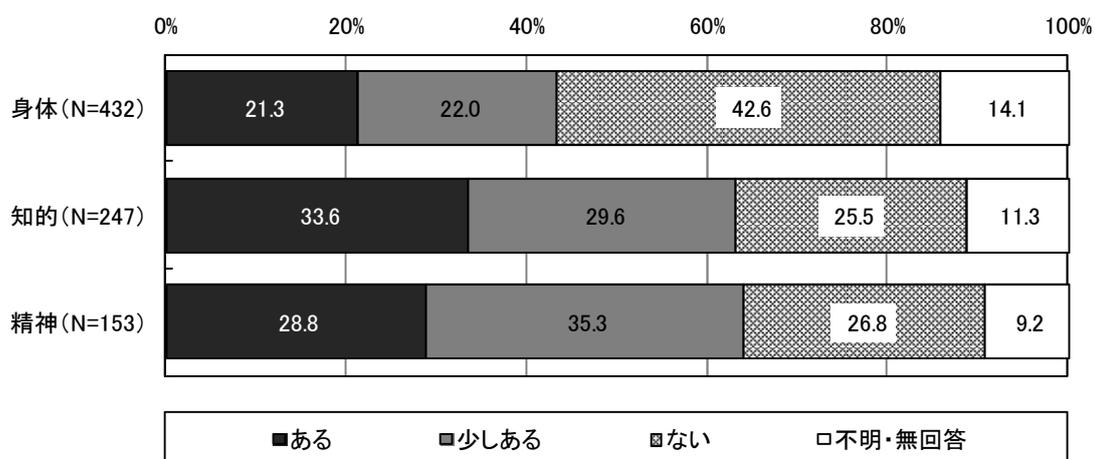
■ 障害者の就労に必要な支援 「障害のある人対象調査」より



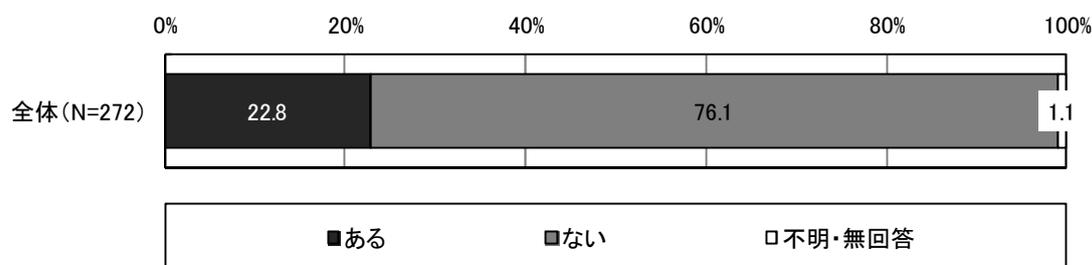
(4) 障害者の理解について

- ・ 障害に関わる差別や嫌な思いの有無については、3障害ともに「ある」「少しある」の合計が4～6割程度となっており、4～6割程度の方が障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるとなっています。
- ・ 市民が差別をしたと感じたこと、差別を見たことがあるかについては、いずれも8割程度が「ない」となっています。

■ 障害に関わる差別や嫌な思いの有無 「障害のある人対象調査」より

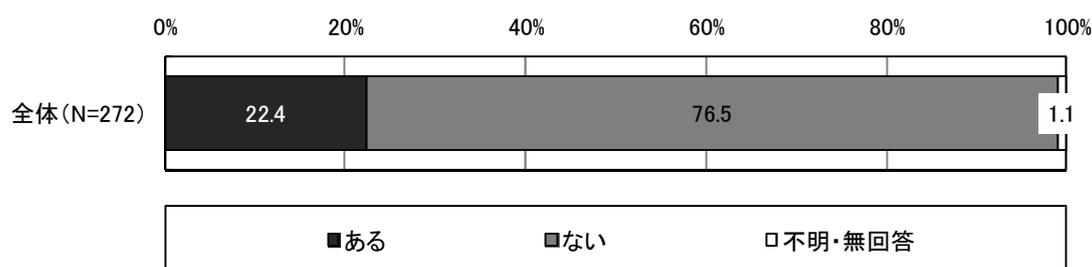


■ 障害のある人への差別の有無 「一般市民（手帳未所持者）対象調査」より



■ 障害のある人への差別を見た経験の有無

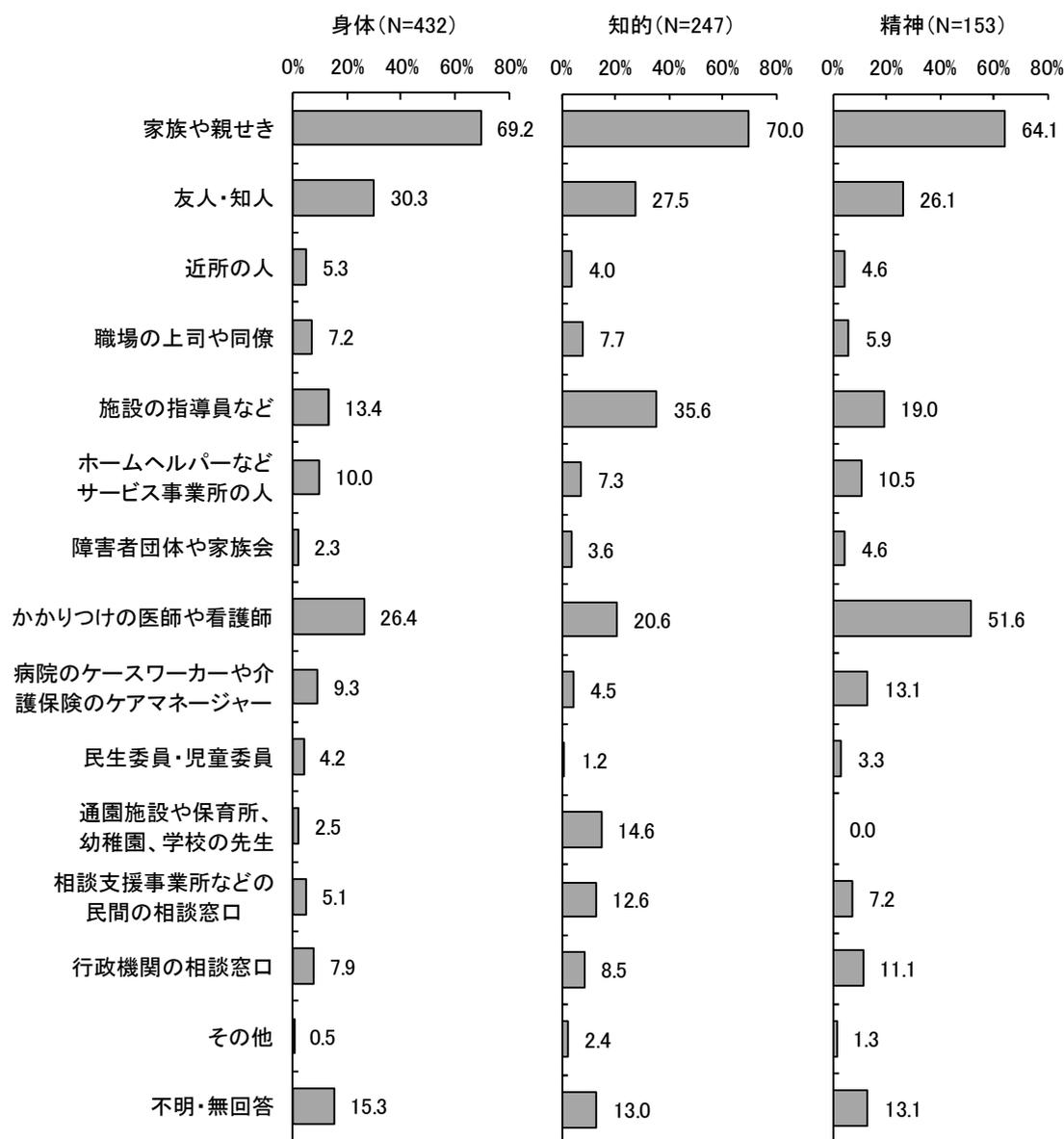
「一般市民（手帳未所持者）対象調査」より



(5) 相談相手について

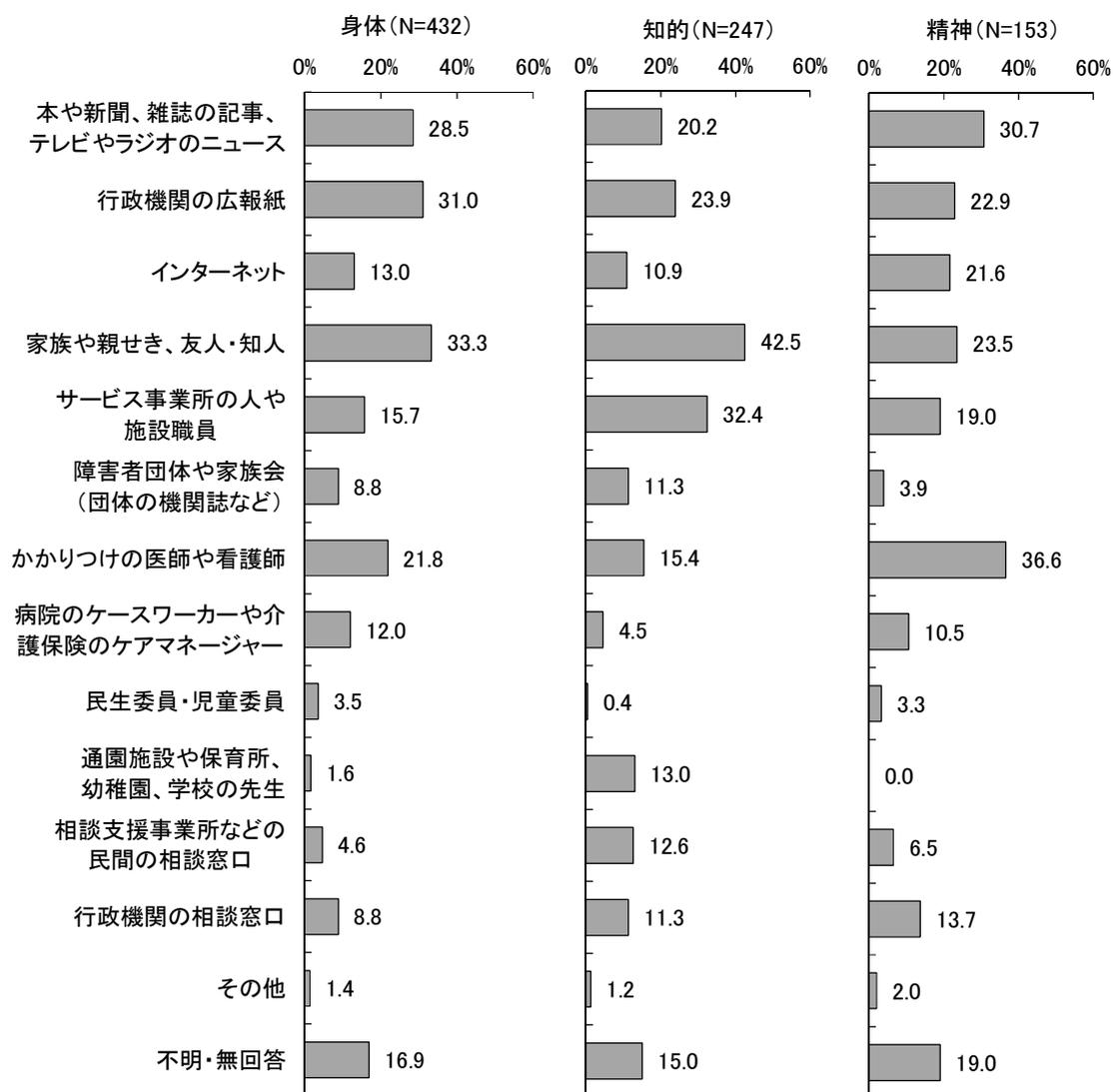
- ・ 悩みや困ったことを主に相談する相手については、3障害ともに「家族や親せき」が最も高く、それぞれ69.2%、70.0%、64.1%となっています。次いで、身体では「知人・友人」が30.3%、知的では「施設の指導員など」が35.6%、精神では「かかりつけの医師や看護師」が51.6%となっています。

■ 悩みや困ったことの相談相手 「障害のある人対象調査」より



(6) 情報の入手について

- ・ 障害のことや福祉サービスなどに関する情報を知るところについては、身体では「家族や親せき、友人・知人」が最も高く 33.3%、次いで「行政機関の広報紙」が 31.0%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 28.5% となっています。知的では「家族や親せき、友人・知人」が最も高く 42.5%、次いで「サービス事業所の人や施設職員」が 32.4% となっています。精神では「かかりつけの医師や看護師」が最も高く 36.6%、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 30.7% となっています。



3 第4期障害福祉計画における障害福祉サービス等の状況

第4期障害福祉計画では、これまでの実績や市の実情等を勘案し、成果目標及び活動指標を設定しました。それらの達成状況等について以下に示しています。

(1) 地域移行・一般就労への移行の状況

① 施設入所者の地域生活への移行

平成25年度末の時点から施設入所者数の3人の方が地域生活に移行されることを目指しました。

【平成25年度末現在の施設入所者数 140人】

項目	目標		実績	達成率
平成29年度末時点の施設入所者数	137人	2.1%	134人	200%

平成29年度末時点の実績は、134人（4.3%減）となっており、目標の倍を達成しています。

② 福祉施設から地域生活への移行者

福祉施設を退所された方のうち地域移行する方を30人と見込みました。

【平成25年度末現在の施設入所者数 140人】

項目	目標		実績	達成率
平成29年度末までに地域移行する人の累計移行者数	30人	21.4%	30人	100.0%

平成29年度末時点の実績では、30人となっており、目標を達成しています。

③ 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援を利用して、福祉施設に入所されている方のうち一般就労に移行される方を下記のとおり見込みました。

【平成25年度末までに一般就労した人の数 4人】

項目	目標		実績	達成率
平成29年度中の一般就労移行者数	6人	1.5倍	1人	16.7%

平成29年度中の一般就労移行者数を6人と見込んでいましたが、実績は1人と目標より5人少ない状況となっています。

【平成25年度末における就労移行支援事業利用者数 10人】

項目	目標		実績	達成率
平成29年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	10人	100%	18人	160%

一般就労移行支援事業の利用者数は、平成29年度末時点で18人となっており、目標を上回っています。

(2) 障害福祉サービスの実績

※平成 29 年度実績値は、年度途中のため見込量を推計しています。

① 訪問系サービス

訪問系サービスについては、利用人数が 70 人前後で推移しており、計画値と比較すると、利用時間は低く、利用人数は高くなっていることから、一人あたりの利用時間が増加していることが伺えます。

サービス名		利用時間			月平均利用量、実人数 利用人数		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	計画値	1,990	2,037	2,084	78	85	93
	実績値	2,343	2,288	2,133	74	71	69
	達成率	117.7	112.3	102.4	94.9	83.5	74.2

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、生活介護、就労継続支援（A 型・B 型）の実績値が増加しています。

サービス名		利用日数			月平均利用量、実人数 利用人数		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	計画値	5,197	5,589	6,010	245	246	247
	実績値	5,773	6,028	5,416	298	315	283
	達成率	111.1	107.9	90.1	121.6	128.0	114.6
自立訓練 (機能訓練)	計画値	65	68	72	4	4	4
	実績値	64	41	0	4	2	0
	達成率	98.5	60.3	0.0	100.0	50.0	0.0
自立訓練 (生活訓練)	計画値	180	180	180	10	10	10
	実績値	56	21	0	3	1	0
	達成率	31.1	11.7	0.0	30.0	10.0	0.0
就労移行支援	計画値	188	204	219	12	13	14
	実績値	292	332	301	17	19	18
	達成率	155.3	162.7	137.4	141.7	146.2	128.6

月平均利用量, 実人数

サービス名		利用日数			利用人数		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
就労継続支援 (A型)	計画値	310	310	310	16	16	16
	実績値	540	745	883	30	40	44
	達成率	174.2	240.3	284.8	187.5	250.0	275.0
就労継続支援 (B型)	計画値	2,360	2,588	2,837	127	136	145
	実績値	2,225	2,382	2,528	124	133	140
	達成率	94.3	92.0	89.1	97.6	97.8	96.6
療養介護	計画値				3	3	3
	実績値				3	3	3
	達成率				100.0	100.0	100.0
短期入所	計画値	203	227	253	25	28	31
	実績値	274	260	280	28	31	30
	達成率	135.0	114.5	110.7	112.0	110.7	96.8

③ 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）の実績値は増加しており、計画値を上回って推移しています。施設入所支援については、施設入所者が平成 29 年度時点で 134 人となっており、第 4 期障害福祉計画で成果目標として示していた 137 人より多く削減されています。

月平均実人数

サービス名		利用人数		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	計画値	30	34	39
	実績値	35	46	46
	達成率	116.7	135.3	117.9
施設入所支援	計画値	139	138	137
	実績値	136	136	134
	達成率	97.8	98.6	97.8

④ 相談支援

計画相談支援は、計画値を実績値が上回って推移しています。地域定着支援については、利用人数が2人で推移すると見込んでいましたが、実績値は1人となっています。

月平均実人数

サービス名		利用人数		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	計画値	78	78	78
	実績値	87	98	93
	達成率	111.5	125.6	119.2
地域移行支援	計画値	2	2	2
	実績値	0	0	0
	達成率	0	0	0
地域定着支援	計画値	2	2	2
	実績値	1	1	1
	達成率	50.0	50.0	50.0

⑤ 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもへの支援については、児童発達支援と放課後等デイサービスの実績値が増加傾向となっています。

月平均実人数

サービス名		利用人数		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	計画値	68	70	72
	実績値	63	84	88
	達成率	92.6	120.0	122.2
放課後等 デイサービス	計画値	85	92	100
	実績値	91	114	122
	達成率	107.1	123.9	122.0
保育所等訪問 支援	計画値	7	9	11
	実績値	6	4	5
	達成率	85.7	44.4	45.5
障害児相談支援	計画値	56	56	56
	実績値	44	49	49
	達成率	78.6	87.5	87.5

⑥ 地域生活支援事業

地域生活支援事業については、実績値が概ね横ばいとなっており、計画値どおりに推移していますが、意思疎通支援事業の実績値は増加傾向となっています。

■相談支援

年間か所数

サービス名		実施か所数		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
	達成率	100.0	100.0	100.0
地域自立支援協議会	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
	達成率	100.0	100.0	100.0

■成年後見制度利用支援事業

年平均実人数

サービス名		利用人数		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	計画値	3	3	3
	実績値	1	2	1
	達成率	33.3	66.6	33.3

■コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）

年平均実人数、実施件数

サービス名		利用量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業	計画値	210	210	210
	実績値	227	332	350
	達成率	108.1	158.1	166.7

■日常生活用具給付等事業

年平均利用件数

サービス名		利用件数		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	計画値	3	3	3
	実績値	5	5	5
	達成率	166.7	166.7	166.7
自立生活支援用具	計画値	10	10	10
	実績値	7	14	11
	達成率	70.0	140.0	110.0
在宅療養等支援用具	計画値	14	14	14
	実績値	9	6	8
	達成率	64.3	42.9	57.1
情報・意思疎通支援用具	計画値	18	18	18
	実績値	9	9	9
	達成率	50.0	50.0	50.0
排泄管理支援用具	計画値	1,251	1,304	1,359
	実績値	1,266	794	1,000
	達成率	101.2	60.9	73.6
住宅改修費	計画値	6	6	6
	実績値	3	1	2
	達成率	50.0	16.7	33.3

■手話奉仕員養成研修事業

年平均実人数

サービス名		か所数		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業	計画値	2	2	2
	実績値	31	21	20
	達成率	1550.0	1050.0	1000.0

■移動支援事業

年利用時間、実人数

サービス名		利用時間			実利用人数		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
移動支援事業	計画値	8,071	8,509	8,971	43	47	51
	実績値	7,386	7,698	7,542	53	66	60
	達成率	91.5	90.5	84.1	123.3	140.4	117.6

■地域活動支援センター機能強化事業

年平均か所数、実人数

サービス名		か所数			実利用人数		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
地域活動支援センター機能強化事業	計画値	1	1	1	20	20	20
	実績値	1	1	1	17	16	16
	達成率	100.0	100.0	100.0	85.0	80.0	80.0

■日中一時支援事業

年平均か所数、実人数

サービス名		か所数			実利用人数		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
日中一時支援事業	計画値	/			32	32	32
	実績値				69	52	52
	達成率				215.6	162.5	162.5
夏季障害児タイムケア事業	計画値	1	1	1	15	1	1
	実績値	1	1	1	18	1	1
	達成率	100.0	100.0	100.0	120.0	100.0	100.0

■社会参加促進事業

年平均利用量

サービス名		利用量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	計画値	1 回	1 回	1 回
	実績値	1 回	1 回	1 回
	達成率	100.0	100.0	100.0
点字・声の広報等発行事業	計画値	48 回	48 回	48 回
	実績値	48 回	48 回	48 回
	達成率	100.0	100.0	100.0
奉仕員養成研修事業	計画値	4 人	4 人	4 人
	実績値	8 人	8 人	8 人
	達成率	200.0	200.0	200.0
自動車運転免許取得・改造助成事業	計画値	8 件	8 件	8 件
	実績値	6 件	9 件	9 件
	達成率	75.0	112.5	112.5
歩行訓練士派遣事業	計画値	4 人	4 人	4 人
	実績値	10 人	3 人	5 人
	達成率	250.0	75.0	125.0
障害者地域生活訓練等事業	計画値	2 件	2 件	2 件
	実績値	2 件	2 件	2 件
	達成率	100.0	100.0	100.0

■知的障害者職親委託制度

年平均実人数

サービス名		か所数		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
知的障害者職親委託制度	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
	達成率	100.0	100.0	100.0

4 課題の整理

課題1 住み慣れた環境で安心して暮らせる環境づくり

地域で暮らす障害のある人とない人との互いの心の隔たりを埋めるため、正しい理解を深め、障害のある人を地域で支え合う意識づくりが求められています。

障害者差別解消法が施行され、障害を理由とした差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が求められている中、障害のある人に対する差別や偏見は、依然として存在していることが伺えます。

今後は教育・療養、就労・雇用、交通や建物のバリアフリー化、防災、情報バリアフリー等、あらゆる分野における差別や偏見の解消に向けて啓発活動や相談体制の整備等の取組を推進していくことが必要です。

特にバリアフリーの観点から、住宅等の生活環境の整備に取り組むことが必要であり、災害やその他の緊急時においても安心・安全が確保されるよう、防災対策や防犯対策、交通・移動対策等の取組を推進することが求められます。

課題2 地域における自立生活を支えるための仕組みづくり

地域で暮らしている人や、これまで入所・入院を続けてきた人が地域へその生活の場を移そうとする場合を含め、障害のある人が自ら住みたい場所で、当たり前の生活を送ることのできる仕組みを整えることが求められています。そのために、生活の場についての多様なあり方を検討する必要があるとともに、地域での生活を支える支援体制の強化に取り組む必要があります。

アンケート結果では、現状の生活を維持したいという意見が多くなっていますが、今後、地域生活への意向のある障害のある人がその人らしく自立した生活を送れることができるよう、より身近な地域でのサービス提供体制や医療体制を整えることが必要です。

課題3 いきいきとした生活を実現するための支援の充実

障害のある人が住み慣れた地域で、自立し、自分らしい生活を送るため、乳幼児期から高齢期に至るまでの各ライフステージに応じた一貫した支援体制を整備することが求められています。支援体制を整備するにあたり、個々のライフステージに応じた課題を含む多様な生活ニーズが発生します。これらの多様な幅広いニーズに対応するために、保健・医療・福祉等の関係機関が連携して課題の解決を図り、利用者が望む生活の実現を支援していくことが必要です。

また、地域での生活には、保健・医療・福祉のほか障害のある子どもの基本的な生活能力の向上や将来の社会参加につなげていくためのきめ細かな教育の充実を図ることが重要です。

更に、働くことを通じて経済的な自立や生きがいづくりにつなげるとともに、一人ひとりが持つ能力を発揮することができるよう、働く場や活動の場の充実を図ることが必要です。

加えて、職場における障害や障害のある人に対する理解の促進を図ることが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

**共に支え合い、
誰もが安心して、
生きがいのある暮らしが実現できるまち たつの**

障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し、認め合い、一人ひとりが自分らしく暮らすことができる共生のまちの実現が求められています。

そのため、あらゆる場面において障害や障害のある人に対する差別をなくし、障害のある人の活動や社会参加を制約するような障壁を取り除くことが必要です。また、障害のある人が住み慣れた地域の中で安心して生活することができる環境づくりや、生きがいを持ち、自立と社会参加を実現することができる支援体制を整えることも必要です。

こうした動向は、これまで掲げてきた基本理念で目指すところと方向は同じものです。そこで、本計画においても前回計画の理念を踏襲し、その実現のために、更にきめ細かな施策の展開を図ります。

2 基本目標

基本目標1 共に支え合う共生のまちづくり

- (1) 障害の有無に関わらず、お互いに支え合うことのできる共生社会を実現するために、障害のある人や障害への正しい理解を深め、障害を理由にした差別や不利益を受けることのないまちづくりを目指します。
- (2) だれもが気軽に外出し、地域で活動できるよう、福祉のまちづくりの推進や防犯・防災対策の充実を図り、地域住民と連携しながら、安心して暮らせるまちづくりを目指します。
- (3) 障害のある人が障害の有無に関わらず、地域の中で生活できるよう、障害のある人の困りごとやニーズ等を把握し、障壁となるものの除去に取り組む。
また、障害のある人が犯罪や事故等の当事者になった場合に対応できる仕組みを整え、それが周知されるよう努め、安心安全が実感できるまちづくりを目指します。

基本目標2 一人ひとりが自分らしく暮らせるまちづくり

- (1) 障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、障害の状態に応じたきめ細かなサービスの提供に努めるとともに、身近なところで気軽に相談が受けられる体制の充実を図り、一人ひとりが自分らしく暮らせるまちづくりを目指します。
- (2) 保健・医療・福祉の連携を強化し、障害の原因となる疾病等の予防、障害の早期発見・早期治療の推進を図るとともに、障害のある人に対して、適切な保健サービスや医療提供体制等を充実させ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

基本目標3 社会参加に向けた自立を支えるまちづくり

- (1) 障害のある児童・生徒それぞれの障害の状況に応じた適切な療育及び教育体制の充実を図るとともに、生涯にわたり多様な学習機会や社会参加の機会を提供することで、障害のある人一人ひとりが自ら関心のある活動に積極的に参加し、心豊かな時が過ごせるまちづくりを目指します。
- (2) 障害のある人の持つ能力が最大限生かされるよう、誰でも参加しやすい行事の開催やサークル等の活動を支援するとともに、その情報発信を行い、障害のある人がいきいきと暮らせるまちづくりを目指します。
- (3) 障害のある人がその能力や適性に応じて、個人の能力を発揮して働くことのできる環境整備に取り組む、自己実現を図ることができるまちづくりを目指します。

3 施策の体系

基本理念

共に支え合い、誰もが安心し、生きがいのある暮らしが実現できるまち たつの

障害者計画

基本目標

施策

1

共に支え合う
共生のまちづくり

(1) 差別解消及び権利擁護の推進

- ①差別解消のための取組の推進
- ②虐待防止のための取組の推進
- ③権利擁護の推進
- ④福祉・人権教育の推進

(2) 地域活動等の促進

- ①ボランティア・市民活動の促進
- ②ネットワークづくりの推進

(3) 日常生活における安心安全の確保

- ①交通・移動対策の推進
- ②防災・防犯対策の推進
- ③情報・コミュニケーションの推進
- ④住宅・建築物のバリアフリー化の推進

2

一人ひとりが
自分らしく暮らせる
まちづくり

(1) 生活支援の充実

- ①障害福祉サービスの提供体制の充実
- ②地域居住の場の確保
- ③相談支援体制の整備

(2) 保健・医療の充実

- ①障害の早期発見・早期治療の推進
- ②医療供給体制の充実
- ③医療費の助成
- ④リハビリテーション体制の充実

3

社会参加に向けた
自立を支える
まちづくり

(1) 教育・療育の充実

- ①相談支援・療育体制の充実
- ②専門機関の機能の充実と多様化
- ③社会的・職業的自立の推進

(2) 雇用・就業及び社会参加の推進

- ①就労の支援
- ②福祉的就労の推進
- ③職場定着の促進と事業所の理解促進
- ④スポーツ、文化芸術活動の振興

障害福祉計画

障害児福祉計画

第4章 障害者計画

1 共に支え合う共生のまちづくり

(1) 差別解消及び権利擁護の推進

障害のある人が地域で普通に暮らせるまちにするためには、市民が障害のある人や障害への正しい理解を深め、偏見を取り除き、共に暮らしていく上での知識を得ることが大切です。平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、障害のある人に対する合理的配慮を推進していくことが求められています。本市においても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関するたつの市職員対応要領」を制定し、市職員の障害に対する適切な対応方法の啓発に努めています。今後、本市全体で障害者差別が解消されるよう、人権教育を含めた理解・啓発を推進します。

① 差別解消のための取組の推進

No.	施策	内容
1	市民理解の促進	「広報たつの」「広報たつのお知らせ版」「ホームページ」等の広報媒体を活用した市民の理解と啓発を推進するほか、NPO、民間団体、企業等と連携した各種イベントや「障害者週間」での啓発を推進します。 また、ハローワーク等と連携を図り、企業や労働団体に対して啓発活動を行います。

② 虐待防止のための取組の推進

No.	施策	内容
1	相談支援事業	障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、その他の障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、虐待の防止・早期発見のための関係機関との連絡調整を図るなど障害のある人等の権利擁護に必要な援助を行います。 また、精神障害のある人に対する情報提供の充実を図るとともに、外出の一助とするための講座を開催します。

③ 権利擁護の推進

No.	施策	内容
1	成年後見制度	障害等のために判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し、支援する成年後見制度の利用が有効と認められる身寄りのない重度の知的障害または精神障害のある人に対し、制度の利用を促進します。
2	福祉サービス利用援助事業	判断能力が十分でない障害のある人等が、地域で安心して自立した暮らしが送れるよう、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業によって支援を行います。

④ 福祉・人権教育の推進

No.	施策	内容
1	学校における福祉教育の推進	小・中学校の学校教育において、障害のある人との交流を実施するなど、お互いの人権を尊重し合い、正しい理解と認識を深める教育の推進に努めます。
2	教職員の障害のある人への理解	教職員については、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等、通常の学級に在籍する発達障害に対する理解、研修を行います。
3	精神障害等に関する知識の普及・啓発	社会福祉協議会、兵庫県龍野健康福祉事務所、西播磨総合リハビリテーションセンター等と協力しながら、精神障害、発達障害、高次脳機能障害等に関する知識の普及・啓発を充実させます。
4	生涯教育・交流活動の推進	福祉・人権教育を学校教育段階での実施にとどめることなく、社会における偏見や差別を解消するため、福祉や人権に関する講演会を開催するなど、効果的な福祉・人権教育の推進に努めます。 更に、障害者支援施設等における地域とのふれあい事業等を通じて、障害のある人との交流の活動を支援するほか、実習生の受け入れ等も実施します。

No.	施策	内容
5	市職員等の理解促進	すべての職員が合理的配慮等、「障害」に対する正しい認識と、障害のある人にも適切な対応ができるよう研修を実施します。

(2) 地域活動等の促進

障害のある人が、地域の中で自立して暮らしていくために、障害のある人だけでなく、市民一人ひとりが支え助け合おうとする意識を持つことが重要です。

地域の中で、障害の有無や年齢に関係なく、すべての市民が助け合いながら地域で共に暮らし、安心して生活を送ることができるよう、地域福祉の視点に立った活動の促進に取り組めます。

① ボランティア・市民活動の促進

No.	施策	内容
1	ボランティアの育成	市民の主体的な支え合い・助け合いの活動を推進するため、社会福祉協議会のボランティア団体と連携して、地域で身近な福祉活動を担う人材の発掘・育成等を支援します。
2	ボランティア活動に関する情報提供の充実	社会福祉協議会等との連携のもと、広報紙やホームページ等を活用し、市民に対してボランティア活動の普及・啓発を図ります。
3	地域住民の活動支援	<p>障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、地域住民が障害についての理解を深め、障害のある人の見守り、災害時等の地域の支援が必要です。このため、自治会等を通じ地域住民の理解と支援を働きかけます。</p> <p>市民が参画し支え合う共生社会は、NPO等の市民団体、ボランティア団体等すべての社会構成員がその価値観を共有し、それぞれの役割を担いながら協働と参画による地域福祉活動を推進するものです。そのため、市は各団体と連携しながら市民の自主的・自発的な活動を支援します。</p> <p>更に、障害のある人自らがサービスの担い手として、積極的に地域福祉活動等の社会参加活動に取り組むことができるよう、その支援に努めます。</p>

② ネットワークづくりの推進

No.	施策	内容
1	地域コミュニティの連携	<p>自治会等の地域団体は、障害のある人々のニーズの把握及び情報提供等の役割を果たすなど地域福祉を支える大きな力となっています。</p> <p>また、ボランティア団体、NPO等が主体的に障害のある人に多様なサービスを提供するために、ネットワーク化が求められています。障害のある人が地域で安心して、更に、たつの市に住んでよかったと思えるよう、これら関係団体と連携を密にし、地域で助け合う心豊かな福祉コミュニティの形成に努めます。</p>
2	民生委員・児童委員の活動促進	<p>地域の福祉活動の相談役、推進役としての重要な役割を担う民生委員・児童委員の機能が発揮できるよう、障害に関する研修会や関係機関との連携を強化し、地域での支援活動が活発化するよう支援します。</p>
3	社会福祉協議会との連携	<p>社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、様々な団体・関係機関との連携の中核となることが期待されており、その組織力やノウハウを生かした事業の展開を支援します。</p>

(3) 日常生活における安心安全の確保

市民の生活環境を向上させる上で、障害のある人や高齢者のユニバーサルデザインあるいはバリアフリーの観点を持つことが重要となります。公共施設等のハード面でのバリアフリーをはじめ、交通・移動手段の向上や、災害時の支援における体制づくり等、幅広い観点から、障害のある人の安心安全の確保に努めます。

① 交通・移動対策の推進

No.	施策	内容
1	公共交通機関等の整備と利便性の向上	障害のある人等の安全で快適な移動を可能にし、社会参加を促進するため、たつの市デマンド交通（市民乗り合いタクシー）を充実させ、きめ細かな移動のニーズに対応します。 また、路線バスの車両等の低床化等について事業者の協力を求めます。
2	安全な歩行空間の整備	歩道における十分な幅員の確保、段差の解消等、バリアフリー化を推進します。また、点字ブロックの改善等、障害のある人の通行に一層配慮した施設整備を検討します。
3	安全な移動の確保	身体障害あるいは知的障害のある人が普通自動車運転免許を取得した場合や自ら所有し、運転する自動車の改造を行うにあたり、その経費の一部を助成します。 また、公共交通機関を利用することができない障害のある人に対し、障害者福祉タクシー利用券を交付し、経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ります。

② 防災・防犯対策の推進

No.	施策	内容
1	防災・防犯の知識の普及	<p>障害のある人を含めたすべての人々を犯罪や災害から守るため、関係機関との連携を図るとともに、障害に応じたコミュニケーションの伝達手段を模索し、充実・啓発に努めます。</p>
2	要配慮者の把握と地域のネットワークの構築	<p>障害のある人を含むすべての人々が助け合う地域づくりを進めるため、市民に対する意識啓発を行い、自主防犯組織・自主防災組織の活動を支援します。</p> <p>また、安心して暮らせる近隣・地域を築き上げていくため、それぞれの地域の民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、ボランティア等の活動を通じ、障害のある人を含めた地域住民によるネットワークが構築できるよう支援します。</p> <p>更に、災害・緊急時における障害のある人への対応に必要な危機管理・支援ネットワークを確立するため、災害時要配慮者台帳や避難行動要支援者支援名簿の作成及び整理を毎年実施し、ボランティア活動、在宅サービス、市民のふれあい交流等、安心とふれあいを支える拠点づくりを進めます。</p> <p>また、避難所での生活に支障がある人に対し福祉避難所を設置します。</p>
3	要配慮者を対象とする防災訓練	<p>自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティアの方々の協力を得ながら、災害時に要配慮者が迅速かつ安全に避難できるよう防災訓練を実施します。</p>
4	災害時等の情報伝達	<p>障害のある人は、様々な情報から隔絶されやすいため、情報提供・通信体制を充実させていく必要があります。</p> <p>障害のある人が障害のない人と同様に必要なサービスが享受できるよう、「広報たつの」の音訳、点訳による情報提供に努めます。</p> <p>災害・緊急時の情報伝達に備えて、専門的技術を有する手話奉仕員の確保及びボランティア等の派遣やコーディネート体制とその拠点を明確にし、迅速な対応を図ります。</p> <p>また、重度の障害のため緊急事態に対応できない障害のある人の日常生活の安全確保と不安の解消のため、緊急通報受信専用ファックス（あんしんコール119）の普及に努めます。</p> <p>情報通信の活用の必要性が高まっていることから、市のホームページ等から、災害対策に関する情報へすぐにアクセスできるよう配慮した情報発信や情報の提供に努めます。</p>

③ 情報・コミュニケーションの推進

No.	施策	内容
1	点字化広報・声の広報	<p>「広報たつの」「広報たつのお知らせ版」を点字化し、視覚障害のある人に提供するとともに、本庁、各総合支所、図書館、社会福祉協議会等に配置します。また、「声の広報」として、点字が読めない視覚障害のある人に対し、ボランティアが広報を朗読し、その録音テープを配布し、市の行政情報、その他公的な情報を提供します。</p>
2	情報バリアフリー化の支援	<p>障害のある人が容易に情報を発信し、情報にアクセスできるよう、日常生活用具の点字タイプライター、聴覚者用通信装置、情報・通信支援用具の給付等や重度身体障害者用意思伝達装置等の補装具費を支給します。</p> <p>また、障害者制度等をたつの市ホームページからインターネットで検索できるよう、アクセシビリティに配慮し、情報取得の利便性や充実を図ります。更に、福祉、教育、医療、就労等の関係機関と連携し、障害に関する情報の共有化及び情報の取得が図れるよう情報ネットワークの構築を推進します。</p> <p>一方、視覚障害のある人への会議資料等については、事前に音訳化等の対応を考慮するとともに、図書館では、点字図書、録音図書、大活字本等、所蔵の充実を図ります。</p>
3	手話言語条例の推進	<p>手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使いやすい環境の整備を行い、すべての市民が相互にその人格及び個性を尊重することを目指します。</p>

④ 住宅・建築物のバリアフリー化の推進

No.	施策	内容
1	公共施設等のバリアフリー化の推進	<p>「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、道路や交通機関、公共施設等の段差等のバリアフリー化や障害者等が利用しやすいよう配慮した整備を行うことで、誰もが気楽に外出できる環境づくりを進めます。</p> <p>また、障害のある人等が、できる限り住み慣れた地域で安心して快適な生活が営めるよう、住宅整備の改善や資金助成等に係る相談、支援体制に取組ます。</p>
2	わかりやすいサインの研究	<p>大きな表示、色彩やデザイン等、視覚障害のある人をはじめ、知的障害や軽度の発達障害のある人にもわかりやすいサインを研究し、改善を図ります。</p>

2 一人ひとりが自分らしく暮らせるまちづくり

(1) 生活支援の充実

障害のある人が自立した生活を営むために、障害福祉サービスにおけるニーズを捉え、地域の様々な社会資源へ適切につなげていくことが重要です。障害のある人やその家族の様々な相談に対応し、ニーズに対する迅速な対応と解決を図るため、基幹相談支援センター等の総合的な相談窓口の充実を進めるとともに、相談窓口だけでは解決しにくい複合的な課題の解決に向け協議し、情報共有するため、地域自立支援協議会等により、問題解決に取り組めます。

① 障害福祉サービスの提供体制の充実

No.	施策	内容
1	生活介護等	日中活動系サービスは、介護給付としての療養介護、生活介護及び訓練等給付としての自立訓練があります。
2	地域活動支援センター	創作活動や生産活動の機会の提供、機能訓練、社会との交流を促進することを目的として同センターの有効活用を促進します。
3	短期入所	身近な地域での利用ができるよう事業者の参入を促進するとともに、地域の既存施設の利用・多機能化を図ります。
4	日中一時支援	地域生活支援事業の一つとして、日中、障害者支援施設等において障害のある人（就学児以上）に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練を行う日中一時支援事業を実施します。
5	施設入所支援	施設入所支援は、地域での自立した生活が困難な人の生活の場として位置づけられています。地域で生活する人と地域との交流を促進するとともに、自立訓練の場、情報提供・相談の場等について施設と協議し、施設の機能強化を図ります。
6	補装具費の支給・日常生活用具の給付等	障害のある人の身体機能を補完・代替する補装具の購入または修理に要した費用の一部について補装具費を支給します。 また、日常生活上の便宜を図るため、障害のある人に対し介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具等を給付または貸与します。

No.	施策	内容
7	経済的支援制度の周知	障害のある人や保護者・養育者の経済的・精神的負担を軽減するため、所得保障となる年金・手当制度、税金や公共料金の減免について、各種相談事業やパンフレット、市ホームページ等により周知徹底に努めます。
8	精神障害のある人への自立支援	精神障害のある人に対する福祉施策を推進し、各関係機関のネットワークづくりを進めながら、保健・医療との連携のもと、社会復帰と自立生活の支援に努めます。
9	情報提供・その他の生活支援	障害のある人やその家族の新たなニーズに対応できる多様な福祉サービスが求められていることから、障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加と自立に取り組めるよう促進するため、障害福祉サービスに関し、利用できるサービス内容や施設・事業者に関する情報、サービスの評価の結果等、サービスの選択に必要な情報を提供します。 また、障害のある人が地域で経済的に自立した生活が送れるよう、雇用・就業の促進・定着を図ります。
10	居宅介護等	介護給付による居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援等の訪問系サービスについて、必要なサービスの量及び質の確保を図ります。
11	移動支援等	介護給付による行動援護及び地域生活支援事業による移動支援を実施し、障害のある人の外出を支援します。
12	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに便宜を図ります。
13	自立支援配食サービス事業	食事の調理が困難な重度障害のある人に対し、栄養のバランスの取れた食事を配食し、安否確認を行うことにより、自立と生活の質の確保を図ります。
14	福祉人材の育成・確保	多様化する障害のある人のニーズを的確にとらえるため、保健、福祉の専門職員等の資質向上に努めます。
15	ケアマネジメント従事者の養成	障害のある人が適切にサービスを利用することができるよう、ケアマネジメント従事者の養成・確保に努めます。
16	介助者の養成	障害に応じ、車いす等介助技術の習得を介護事業者、ボランティアグループ、ボランティア養成機関等に働きかけます。

No.	施策	内容
17	コミュニケーション支援	<p>たつの市手話言語条例により、手話普及のための施策を考え、ろう者の尊厳を守り、共に歩み、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。</p> <p>また、聴覚・言語機能・音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることが困難な障害のある人に、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。</p>
18	支援体制の充実	<p>手話奉仕員や要約筆記奉仕員養成講座を開催し、コミュニケーション支援を必要とする聴覚障害のある人に対する手話奉仕員、要約筆記奉仕員等を確保し、更なる支援体制の充実を図ります。</p>

② 地域居住の場の確保

No.	施策	内容
1	グループホーム	<p>施設入所・入院から地域生活への移行を推進し、地域において自立した生活が営めるよう、必要とする介護・介助等のサービスを備えた住まいの場となるグループホームの整備を促進するとともに、運営主体である社会福祉法人等を支援します。</p>
2	住宅改修費の支給	<p>個人の住宅の居室、浴室、トイレ等を障害のある人用に改修する場合に住宅改修費を支給します。支給内容については年齢に応じ介護保険・高齢者施策との整合性を図ります。</p>
3	障害者支援施設の整備	<p>高齢化、障害の重度化・重複化等の多様なニーズに対応できるよう、入所・通所施設の整備については、国の「障害者基本計画」の動向や県の「ひょうご障害者計画」を踏まえます。</p>

③ 相談支援体制の整備

No.	施策	内容
1	たつの市障害者 等地域自立支援 協議会の開催	保健・医療、学校、子育て支援、企業・就労支援等の関係者、相談支援事業者、サービス事業者、当事者団体、行政機関等で構成する障害者等地域自立支援協議会を定期的に開催し、計画の進捗の協議、関係機関の連絡調整を緊密にし、地域の実情に応じた体制を整備します。また、障害者、家族、関係機関が抱える困難事例を解決するため分科会により協議を行い、相談支援に努めます。
2	ピアカウンセリング	地域活動支援センターにおいて、相談員を配置することにより、障害のある人または保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。
3	障害者福祉の しおり	手帳取得の手続きや障害サービスの内容を紹介する「障害者福祉のしおり」を毎年度改訂し、本庁地域福祉課や総合支所市民福祉課窓口で配布及びホームページへ掲載し、障害者、保護者及び介護施設等に周知します。
4	相談員の専門性 の向上	市職員及び地域活動支援センターに対する研修への参加等により相談員の専門性を高め、相談業務の充実を図ります。
5	障害者相談員	身体や知的、精神障害のある人への身近できめ細かい相談指導を行うため、地域に密着した相談支援体制を充実させます。また、身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神障害者相談員に対して、福祉サービスの具体的な内容や利用方法等に関する研修を行うとともに、必要な情報を提供し、相談員等の資質の向上に努めます。
6	ふくし総合相談 窓口の相談支援 体制の充実	障害のある人はもとより、診断がついておらず、障害福祉サービスを利用していない人及びその家族への相談・支援窓口としての役割を果たすため、庁内、庁外の関係機関との連携強化を行い、適切な支援につなげていきます。

(2) 保健・医療の充実

障害における適切な支援をしていくためには、障害を早期に発見し、専門的な機関につなげることが重要です。また、生活習慣病の予防に取組、日ごろからの健康の保持・増進に努めていくことも求められます。障害のある人を含むすべての市民が健康で生きがいを持って住み慣れた地域で暮らしていけるよう、健康教育・健康相談・健康診査・保健指導の充実に努めます。

① 障害の早期発見・早期治療の推進

No.	施策	内容
1	乳幼児健康診査及び健康相談	乳幼児健康診査・健康相談及び就学前の5歳児発達相談を継続して実施することで、発達の遅れや障害を早期に発見し、適切な保健指導・早期療育につなげます。その結果、発育発達に遅れのある乳幼児に対し、適切な保健指導を行い必要に応じて相談・療育・医療等関係機関へつなげます。
2	発達相談	言語・精神・社会性の発達に気がかりのある幼児及びその保護者を対象として、発達相談を実施し助言・指導を行います。また、必要に応じて関係機関との連携を図り、適切な早期療育につなげます。
3	幼児健康診査後のフォロー事業	健康診査及び健康相談等で、言葉や発達がゆっくりな幼児等経過観察が必要な児童に対して、集団遊びを通して、継続的な支援の場、専門職に相談できる場を設け、子育ての不安解消や虐待予防につなげます。また、母子同士の交流を図り仲間づくりを推進します。
4	障害初期の支援	早期に必要な情報提供や支援を行うことによって少しでも不安の解消を図り、前向きに取り組むことができるよう、市の関係部署、こども家庭センター、ひょうご発達障害者支援センタークローバー、西播磨総合リハビリテーションセンターの専門機関とのネットワークを確立し、専門の相談・療育機関への紹介、手帳取得手続き、サービス紹介、当事者団体の紹介等適切な時期に迅速な対応・支援に努めます。
5	基本健康診査・がん検診等	生活習慣病を早期に発見し、適切な治療、生活習慣の改善が図られるよう市民総合健診の充実に努めます。

No.	施策	内容
6	健康教育・健康相談	<p>生活習慣病の予防を目的とした健康教育・相談等保健事業の充実に努めます。</p> <p>自らの生活習慣改善に取り組、健康的な生活に結びつけることができるよう支援します。</p> <p>また、こころの病、こころの健康に関する正しい知識の普及と必要に応じて関係機関との連携を図り、相談体制の充実に努めます。</p>

② 医療供給体制の充実

No.	施策	内容
1	かかりつけ医の推進	<p>市民に対し、かかりつけ医師・歯科医師を持つことの意義を理解してもらうための啓発を行うとともに、医療機関や福祉サービスとの連携を図ります。</p>
2	在宅訪問歯科診療	<p>歯科医師会による通院困難な障害のある人への在宅訪問診療が継続的に行われる体制整備をより充実させていきます。</p> <p>また、歯科診療の確保及び歯科保健政策の推進を図るため、歯科医師会・歯科衛生士会との連携構築を図ります。</p>
3	診療体制	<p>車いす使用者やコミュニケーション障害のある人が安心して医療を受けることができるよう、医療機関にバリアフリー化を働きかけます。</p>
4	救急医療体制の充実	<p>消防との連携を密にしながら、救急担当医による 24 時間の受け入れ体制を確保するとともに、様々な障害特性を踏まえた対応が可能となるよう救急医療体制を整備します。</p>

③ 医療費の助成

No.	施策	内容
1	自立支援医療	<p>心身の障害を除去・軽減するための医療について、自己負担の一部を助成します。</p>
2	後期高齢者医療	<p>後期高齢者医療制度の被保険者は、原則 75 歳以上の人ですが、65 歳から 74 歳の人で、政令に定める一定の障害をお持ちの人については、現在入っている健康保険か後期高齢者医療制度かを選択することができます。</p>
3	重度障害のある人の医療費の助成	<p>重度の身体・知的・精神障害のある人に対する保険内診療の自己負担分の一部を助成します。</p>

④ リハビリテーション体制の充実

No.	施策	内容
1	リハビリテーション体制の充実	<p>医療は、単なる治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む包括的なものとして、適切に提供される必要があります。</p> <p>障害のある人に対するリハビリテーションの需要はますます増加しているため、医療機関等との連携を図りながら、その体制の整備に努めます。</p> <p>また、障害のある人の日常生活の障壁を取り除くため、精神的支援を含めた機能訓練の充実に努めます。</p>

3 社会参加に向けた自立を支えるまちづくり

(1) 教育・療育の充実

障害の有無に関わらず、一人ひとりが教育的ニーズに応じて必要な配慮や支援を受けながら、児童・生徒が可能な限り同じ場で共に学ぶ「インクルーシブ教育」が目指されています。幼少時から共に学び、共に育つ教育に取り組むとともに、障害に対する正しい理解と認識を深める啓発を行うことが重要です。

障害のある人一人ひとりが社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、将来の自立と社会参加を見据えながら、それぞれの障害の状況に応じた適切な療育及び教育の充実を図り、生涯にわたり多様な学習の機会を確保します。また、保健・医療、福祉、雇用等の関係分野や地域住民との連携を密にし、本人・保護者に対する十分な情報提供のもと、社会全体で支援が必要な子どもの健やかな育成に取り組めます。

① 相談支援・療育体制の充実

No.	施策	内容
1	療育ネットワークの充実	「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりにあった指導にあたるとともに、地域の関係機関と連携を図った長期的な支援を行います。また、小・中学校においては特別支援教育コーディネーターを中心に校内での支援体制の充実に努めます。
2	就学相談・情報提供の充実	障害のある子どもの適正な就学を図るため、就学についての十分な知識・情報が伝わるよう、また、適切な就学を選択できるよう、関係資料の配布、事前の話し合い等を行うなど就学相談体制の整備に努めます。
3	児童発達支援・放課後等デイサービスの充実	日常生活における基本的な動作の指導及び集団への適応訓練を行う児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、はばたき園等との連携を図り、障害児の療育体制の充実・強化を図ります。
4	サポートファイルの活用	行動や育児が気になる就学前の子どもを持つ保護者の方を対象に配布し、将来子どもが関わる医療機関や保育所、幼稚園、学校等の関係機関に一貫した情報が伝達でき、適正な支援・相談が受けられるように活用します。

② 専門機関の機能の充実と多様化

No.	施策	内容
1	就学前教育の充実	<p>障害のある子どもの健全な成育発達のために、障害児保育の充実と保育士や教員の指導力を向上させる研修を実施します。</p> <p>保育士の加配や特別支援教育にかかる教諭を配置、市内の各校における特別支援教育支援員や介助員等の配置と活用を検討し、特別な支援を必要とする子どもの受入れ体制を強化していきます。</p> <p>また、幼保と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校、特別支援学校等の連携を一層密にし、保護者の不安解消、スムーズな就学に配慮します。</p>
2	特別支援教育の推進	<p>障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」を実施します。従来の特殊教育の障害だけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、ADS（自閉症スペクトラム）、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。</p>
3	通級指導の充実	<p>小学校・中学校の通常の学級に在籍する児童・生徒で、LD、ADHD等により、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている児童・生徒に対して、安定した学校生活や集団活動が行えるように支援するために、「支援地域拠点校」に「学校生活支援教員（LD等通級指導教室担当者）」を配置し、該当児童・生徒の支援及び、地域の学校間の連携体制づくりに努めます。</p>
4	教職員に対する研修	<p>教職員が、軽度発達障害、内部障害、高次脳機能障害、難病等への理解と適切な指導方法を習得するよう、特別支援教育に関わる研修を充実させるとともに、積極的な教職員の参加を促進します。</p>
5	学校間における情報交換	<p>学校間の連絡会を開催し、専門家を交えながら障害対応についての情報交換、ケース検討を行います。</p> <p>また、市立中学校区ごとに特別支援学級に在籍する児童・生徒、担当教諭並びに特別支援学校に在籍する児童・生徒の相互交流と親睦のため、交流会を実施します。</p>
6	居住地交流の推進	<p>障害児を含む子どもたちが、将来も地域で生活していくことを鑑み、居住地交流を促進します。</p>

No.	施策	内容
7	専門機関の機能強化	<p>特別支援学校においては、一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばすため、障害の種類、程度に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。</p> <p>障害のある児童・生徒に対する義務教育終了後の進路に関しては、後期中等教育や生涯学習等、本人の能力や適性に応じた教育の場の確保に努めます。</p> <p>一人ひとりの教育及び養育に関わる職員の専門性や指導力の向上に努めます。</p>
8	子育て支援の充実	<p>夏休み等の長期休暇における障害のある児童（小・中学生）の日中活動の場の確保及び家族の休息を図るため、学校等公共施設を活用し、障害のある児童・生徒を一時的に日中受け入れる夏季障害児タイムケア事業を実施します。</p>
9	みんなで子育て支援講座	<p>「みんなで子育て支援講座」を開催し、発達が気になる子どもを持つ保護者に対して家庭での療育を支援します。</p>

③ 社会的・職業的自立の推進

No.	施策	内容
1	社会学級開設事業	<p>障害のある人が幅広い教養や実用的な知識や技能を習得しながら多くの人たちと交流し、共に生きる喜びを創造する青い鳥学級、くすの木学級等を実施します。</p>
2	社会的・職業的自立の推進	<p>身近な相談支援と集団生活への参加を通じ、日常生活習慣を確立し、生活上の困難さに向き合いながら社会的・職業的自立に至れるよう支援します。</p>

(2) 雇用・就業及び社会参加の推進

障害のある人の地域で自立した生活を支えるために、地域の保健・福祉・教育・企業等が連携して障害のある人の就労支援に取り組むことが重要です。

障害のある人の雇用の機会の拡大、また雇用後の職場への定着を図るため、市をはじめ公的機関が積極的に障害のある人を雇用するとともに、ハローワーク（公共職業安定所）や障害者就業・生活支援センター等と連携し、市内の企業等に働きかけ、障害のある人の働く場の確保に取り組めます。また、障害のある人が生きがいを持って生活できるよう、障害者スポーツの活動支援や普及・啓発に取り組めます。

① 就労の支援

No.	施策	内容
1	就労支援ネットワーク	ハローワーク（公共職業安定所）等の就労関係機関、特別支援学校等の教育機関、就労移行支援を行う事業所、企業等と連携を図り、障害のある人の就労に関する情報交換や具体的な取組を話し合う就労支援ネットワークづくりに参加し、障害のある人の就労を促進します。
2	障害者就業・生活支援センターの活用	就業とそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある人に対して、センター窓口、職場・家庭訪問等によって職業面と生活面の一体的な支援を行う西播磨障害者就業・生活支援センターの活用を積極的に行います。

② 福祉的就労の推進

No.	施策	内容
1	就労移行支援事業	一般就労等への移行に向けて、基礎的な訓練の実施、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後における職場定着のための支援を行う就労移行支援事業への事業者の参入を促進します。
2	就労継続支援事業	一般就労が困難な障害のある人等に対し、福祉的就労の場を紹介することにより、通所による働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

③ 職場定着の促進と事業所の理解促進

No.	施策	内容
1	就労関係機関との連携	<p>障害のある人の雇用の充実を図るため、ハローワークや商工会議所等の就労関係機関を通じ、企業に対して障害のある人の雇用に関する理解と認識を深めていくための啓発を行うとともに、障害者雇用に対する助成制度の利用について周知啓発します。</p> <p>また、就労機関において、障害の種類・程度に対応した個別的な職業指導、職業紹介、その他相談に応じることのできる窓口の充実やシステム等のサービスの紹介及び利用の促進に努めます。</p>
2	職業リハビリテーションの推進	<p>障害の重度化や技術革新等の社会状況の変化に対応した職業リハビリテーションを、総合的・効果的に実施することが重要となります。このため、ハローワーク、障害者職業センター、公共職業能力開発校等との密接な連携を図り、職業適応訓練等による職場や就労の適応に必要な能力の形成・向上に努めます。</p> <p>また、職場適応応援者（ジョブコーチ）の導入を図るなど、職場で仕事に慣れるまでの一定期間、継続して仕事のサポートや職場全体の理解を深めていくよう、普及や啓発活動を支援します。</p>

④ スポーツ、文化芸術活動の振興

No.	施策	内容
1	スポーツ活動への参加支援	<p>障害のある人がスポーツに参加することで、それを受け入れる社会や周囲の意識が変わってくるよう、障害者スポーツの普及促進に取り組めます。</p> <p>また、一般社会に障害者の持つ能力を認識してもらい、理解と関心を深めることにより、障害者の社会復帰の一助とします。</p>
2	文化芸術活動機会の拡充	<p>障害のある人にとって重要な自己表現の一つである文化芸術活動を促進するものとして、障害のある人が開催・参加する作品展・文化展等を支援するとともに、音楽祭等への障害のある人の参加を促進します。</p>
3	当事者団体の活動への支援	<p>当事者団体が行うスポーツ・レクリエーション活動を通じた仲間づくりを支援します。</p>
4	スポーツ施設・文化施設等のバリアフリー化の推進	<p>車いす用トイレや車いす用観客席の整備等、障害のある人が安心して活動ができるよう、スポーツ施設、文化施設等のバリアフリー化を推進します。</p>

第5章 障害福祉計画

1 平成32年度(2020年度)の数値目標

(1) 施設入所者の地域生活移行者数

国の 基本指針	<p>■地域移行者数：平成28年度末施設入所者の<u>9%以上</u></p> <p>■施設入所者数：平成28年度末の<u>2%以上削減</u></p> <p>※高齢化・重症化を背景とした目標設定</p>
------------	--

【目標設定の考え方】

本市の平成28年度末施設入所者数は136人であり、施設入所者の地域生活への移行者数は12人(9%)、平成32年度(2020年度)の施設入所者は、131人(-4%)となることを目指します。

指 標	目 標 値
施設入所者の地域生活への移行者数(人)	12
施設入所者数(人)	131

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の 基本指針	<p>■保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域・各市町村）を設置</p>
------------	---

【目標設定の考え方】

市町村ごとの協議の場については、障害者自立支援協議会等との連携により、平成32年度(2020年度)末までに整備することを目標とします。なお、協議の場の設置については、今後の市の状況を踏まえつつ検討を進めます。

指 標	目 標 値
協議の場の設置数(か所)	1

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	■各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備
--------	------------------------

【目標設定の考え方】

現在、国より地域生活支援拠点等の整備に関する指針が新たに提示されており、本計画画の中では、国の指針に基づいた拠点整備の検討を進め、平成32年度(2020年度)までに1か所整備することを目標とします。

指 標	目 標 値
地域生活支援拠点等か所数(か所)	1

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ■一般就労への移行者数：平成28年度の 1.5倍 ■就労移行支援事業利用者：平成28年度の 2割増 ■移行率3割以上の就労移行支援事業所：5割以上 ※実績を踏まえた目標設定 ■就労定着支援1年後の就労定着率：80%以上
--------	--

【目標設定の考え方】

平成28年度末時点での福祉施設から一般就労への移行者数は、1人となっており、これまでの実績と本市の状況を踏まえて、平成32年度(2020年度)における目標値を5人と設定します。

指 標	目 標 値
福祉施設から一般就労への移行者数(人)	5
就労移行支援事業の利用者数(人)	22
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合(%)	50
就労定着支援1年後の定着率(%)	80

2 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービスの見込量

サービス名	内容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害のある人に対し、居宅における入浴、排せつまたは食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに便宜を図ります。
行動援護	知的・精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人で常時介護を要する人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

サービス種別	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
居宅介護	時間/月	1,416	1,444	1,472
	人/月	58	62	67
重度訪問介護	時間/月	400	404	412
	人/月	3	3	3
同行援護	時間/月	230	232	236
	人/月	11	12	14
行動援護	時間/月	36	37	38
	人/月	1	2	2
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

※重度障害者等包括支援については、現在利用見込みがないので、当面「0人」とします。

(2) 日中活動系サービスの見込量

サービス名	内容
生活介護	<p>常時介護を必要とする障害のある人に対し、主として昼間において、障害者支援施設等で行われる入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。</p>
自立訓練（機能訓練）	<p>身体障害のある人を対象とした理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。</p>
自立訓練（生活訓練）	<p>知的・精神障害のある人を対象とした、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連携・調整を通じて地域生活への移行を目指します。</p>
就労移行支援	<p>企業への就職または在宅での就労・起業を希望する65歳未満の障害のある人に対し、一定期間にわたり事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。</p>
就労継続支援（A型）	<p>就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人、特別支援学校の卒業後就職活動を行ったが企業等の雇用に結びつかなかった人、就労経験があるが現に雇用関係の状態でない人で、65歳未満の障害のある人に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、知識・能力の高まった人に対して、一般就労に向けた支援を行います。</p>
就労継続支援（B型）	<p>企業等や就労継続支援（A型）での就労経験を持つものの年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人、就労移行支援を利用したが企業等や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった人、以上に該当しないが50歳に達している人、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された人に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。また、知識・能力の高まった人に対し、就労に向けた支援を行います。</p>

就労定着支援 〔平成30年度より新設〕	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療を要する障害のある人で常時介護を必要とする人に対し、主として昼間において、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人に対し、短期間の入所をさせ、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。

サービス種別	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
生活介護	人日/月	6,000	6,450	6,933
	人/月	311	335	358
自立訓練（機能訓練）	人日/月	20	20	20
	人/月	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日/月	20	20	20
	人/月	1	1	1
就労移行支援	人日/月	304	339	393
	人/月	17	19	22
就労継続支援（A型）	人日/月	800	800	820
	人/月	40	40	41
就労継続支援（B型）	人日/月	2,500	2,675	2,915
	人/月	139	148	158
就労定着支援	人/月	10	11	12
療養介護	人/月	4	4	4
短期入所	人日/月	285	318	354
	人/月	30	33	37

(3) 居住系サービスの見込量

サービス名	内容
自立生活援助 〔新規〕	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していただいていた人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	主として夜間において、共同生活を営む住居における相談その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	生活介護を受けている障害のある人に対し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間における居住の場を提供します。また、自立訓練、就労継続支援、就労移行支援を受けており、単身の生活が困難な人または地域の状況から通所することが困難な人に対し、自立訓練、就労継続支援、就労移行支援が効果的に受けられるよう夜間における居住の場を提供します。

サービス種別	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
自立生活援助	人/月	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	人/月	46	47	54
施設入所支援	人/月	133	132	131

(4) 相談支援の見込量

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。

地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障害のある人やひとり暮らしへと移行した障害のある人等が、安定的に地域生活を営めるよう、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談等の対応に必要な便宜を供与します。
--------	---

サービス種別	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
計画相談支援	人/月	98	98	98
地域移行支援	人/月	2	3	3
地域定着支援	人/月	1	2	2

3 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業の見込量

① 相談支援事業

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障害福祉サービスの利用等について、障害のある人や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うことにより、自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援します。また、身近な地域で完結する相談支援の体制構築に努めます。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関する問題を解決するため分科会による協議を行うとともに、地域でのサービスの確保等、障害福祉計画の進捗等についても協議を行います。

サービス種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
障害者相談支援事業	か所	1	1	1
地域自立支援協議会	か所	1	1	1

② 成年後見制度利用支援事業

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない人や、将来の判断能力の低下に不安を抱く人の権利や財産等を保護するため、財産管理に関する法律行為や福祉サービスの契約等の身上監護に関する法律行為をサポートする成年後見制度について、法定後見の審判等の申し立て等について支援します。

サービス種別	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1

③ 成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な経営のための組織体制の構築等を行います。

サービス種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

※現在、成年後見制度法人後見支援事業の実施見込みが無いため、当面は「無」の予定です。

④ 意思疎通支援事業

サービス名	内容
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能等の障害により、意思の疎通を図ることに支障がある聴覚障害のある人のために、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの支援による社会参加の促進を図ります。また手話通訳技能を有する者を配置し、相談や情報提供の支援を行います。

サービス種別	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	355	357	360

⑤ 日常生活用具給付等事業

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	特殊寝台やストーマ装具等の日常生活用具の給付や貸与により、在宅の重度障害のある人の家庭における生活の不便を解消し、自立の促進と家族の介護負担の軽減を促進します。

サービス種別	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護・訓練支援用具	件	5	7	9
自立生活支援用具	件	11	12	13
在宅療養等支援用具	件	8	9	9
情報・意思疎通支援用具	件	9	10	12
排泄管理支援用具	件	1,010	1,040	1,080
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	2	2

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	市民を対象に、聴覚障害のある人の生活や関連する福祉制度の理解を深め、日常生活で必要な手話技術の習得により手話奉仕員を養成し、聴覚障害のある人の社会参加の促進を図ります。

サービス種別	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
手話奉仕員養成研修事業	人	30	30	30

⑦ 移動支援事業

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促進するため、外出時の移動支援を行うサービスです。

サービス種別	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
移動支援事業	時間	7,793	7,919	8,314
	人	62	65	71

⑧ 地域活動支援センター機能強化事業

サービス名	内容
地域活動支援センター機能強化事業	在宅の障害のある人が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供を受け、社会との交流等を行うサービスです。

サービス種別	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
地域活動支援センター事業（市内）	か所	1	2	2
	人	16	26	26
地域活動支援センター事業（市外）	か所	1	1	1
	人	1	1	1

（２）任意事業の見込量

① 日中一時支援事業

サービス名	内容
日中一時支援事業	日中における活動の場が必要な障害のある人等に対し、家族の就労支援や一時的な休息を目的として、社会に適應する日常的訓練等の支援を行います。
夏季障害児タイムケア事業	障害のある児童を持つ親の就労支援と家族の一時的な休息を目的として、夏期休暇中に小学校の空き教室を利用し、障害のある児童の一時預かりを行います。

サービス種別	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
日中一時支援事業	人	52	53	55
夏季障害児タイムケア事業	か所	1	1	1
	人	15	15	15

② 社会参加促進事業

サービス名	内容
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、地域ボランティア等がスポーツやレクリエーションを通じて交流を深めます。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害のある人に、点字や音声による市政ニュース等、地域生活を送る上で必要度の高い情報を定期的に提供します。
奉仕員養成研修事業	点訳または朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成する研修を行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
歩行訓練士派遣事業	歩行訓練士を派遣し、視力障害のある人が近隣生活圏で安全に活動できるよう支援します。
障害者地域生活訓練等事業	在宅の知的障害のある人及び精神障害のある人が地域で自立した生活が送れるように、一定期間生活訓練を行います。

サービス種別	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	回	1	1	1
点字・声の広報等発行事業	回	48	48	48
自動車運転免許取得・改造助成事業	件	7	7	7
歩行訓練士派遣事業	人	5	5	5

③ 知的障害者職親委託制度

サービス名	内容
知的障害者職親委託制度	知的障害のある人を一定期間（原則1年）職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、福祉の向上を図ります。

サービス種別	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
知的障害者職親委託制度	人	1	1	1

第6章 障害児福祉計画

1 平成32年度(2020年度)の数値目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ■児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置 ■保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ■主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保 ■医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置 (平成30年度(2018年度)末まで)
------------	---

指標	目標設定の考え方	平成28年度実績値	平成32年度(2020年度)目標値
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを 各市町村に少なくとも1か所設置	1か所	1か所
保育所等訪問支援の充実	保育所等訪問支援を利用できる体制を 各市町村で構築	1か所	1か所
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを 各市町村または圏域に少なくとも1か所確保	0か所	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置(平成30年度(2018年度)末まで)	0か所	1か所

【目標設定の考え方】

現在設置できていない施設については、最終年度までに設置する方向で協議を図ります。また、設置にあたり必要な整備体制の構築に努めます。

2 障害児を対象としたサービスの見込量

(1) 障害児支援事業の見込量

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障害のある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある子どもに、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある子ども（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援〔新規〕	重症心身障害児等の重度の障害のある子ども等であって、外出することが著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障害のある子どもを対象に、児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害のある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、障害福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

サービス種別	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
児童発達支援	人日/月	270	275	280
	人/月	90	92	94
放課後等デイサービス	人日/月	590	637	741
	人/月	130	135	140
保育所等訪問支援	人/月	6	7	9
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	1
医療型児童発達支援	人/月	0	0	1
障害児相談支援	人/月	51	53	55
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/月	0	0	1

第7章 計画の推進体制

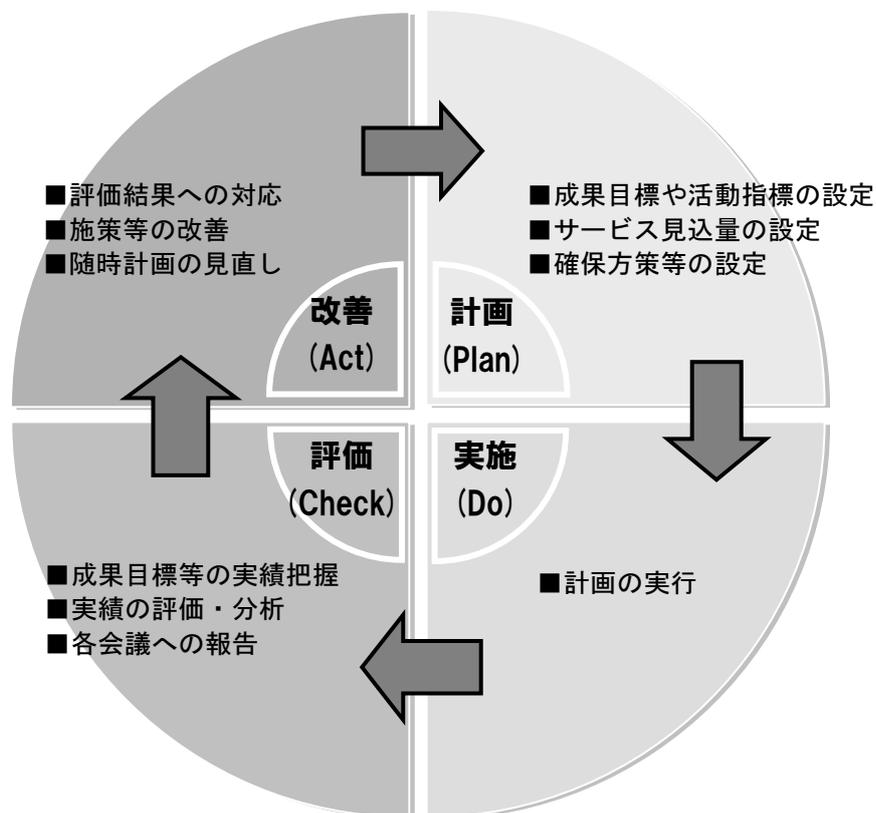
1 PDCAサイクルに基づく計画の評価・見直しの実施

本計画においては、PDCAサイクルの考え方を取り入れ、定期的に計画の内容の分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

なお、本計画に基づく施策について「たつの市障害者等地域自立支援協議会」において、計画の評価を行い、また本計画の進捗状況について意見を聴き、施策を推進していきます。また、庁内においても年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより本計画の円滑な推進に努めます。

●○ PDCAサイクルとは ○●

PDCAサイクルとは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善等に広く利用されているマネジメント手法であり、PDCAとは「Plan(計画)」、「Do(実行)」、「Check(評価)」、「Act(改善)」のそれぞれの頭文字を示しています。業務の遂行にあたり、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程が、計画の質を高めていく上で重要となります。



2 関連計画との連携

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等の様々な分野にわたっています。そのため、地域福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、当事者等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進に努めます。

3 関連する計画の推進

本計画に関連する「第2次たつの市総合計画」をはじめ、「たつの市地域福祉計画」、「たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「たつの市子ども・子育て支援事業計画」等、福祉、保健、教育、まちづくり等の関連計画との整合性を図り、推進していきます。

4 関係機関・団体との連携

(1) 市民や関係機関との連携

本計画を推進し、障害のある人のニーズにあった施策を展開するためには、障害者団体をはじめ、福祉サービスの提供事業所等の関係機関、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等、多くの地域関係団体の協力が不可欠です。それら地域関係団体と相互に連携を図り、本計画の着実な推進に向け取組めます。

(2) 地域自立支援協議会における関係機関・事業所等との連携

本計画の総合的な推進のために、福祉、医療、教育、雇用等、様々な関係機関・事業所との連携を図る必要があります。地域自立支援協議会で障害者のニーズを総合的に捉え、課題解決のための方策を協議するとともに、それぞれが連携しながら計画を推進します。

(3) 国・県・西播磨圏域との連携

障害者施策推進のためには、国、県や西播磨圏域4市3町との連携が必要です。国、県や西播磨圏域との連携のもと、本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

《資料編》

1 たつの市障害者等地域自立支援協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、たつの市障害者等地域生活支援規則(平成18年規則第50号)第4条第6号の規定により設置するたつの市障害者等地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掌握事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について連絡調整及び協議を行い、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の支援を行う。

- (1) 支援が困難な事例に対する状況の把握及び相談に関すること。
- (2) 福祉、保健、医療、教育、就労等各関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 障害福祉サービス等に関する内容の公平性の確保に関すること。
- (4) 障害福祉計画等の進捗状況の監督に関すること。
- (5) 障害者差別の相談事例等に関する情報の共有及び協議に関すること。
- (6) その他障害者等が地域で生活を営むため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 医療関係機関の代表
- (2) たつの市民生委員児童委員連合会の代表
- (3) たつの市身体障害者相談員の代表
- (4) たつの市知的障害者相談員の代表
- (5) 兵庫県精神障害者相談員の代表
- (6) 指定障害福祉サービス事業者等の代表
- (7) たつの市社会福祉協議会の代表
- (8) 障害者等に対するボランティア団体の代表
- (9) 商工業事業者の代表
- (10) 教育関係機関の代表
- (11) 関係行政機関の代表
- (12) 障害者当事者団体から推薦された者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、全体会議及び分科会とする。

2 前項の全体会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

3 第1項の分科会は、次に掲げる議事内容に応じて組織し、第3条に規定する委員の中から関係する者で構成する。

(1) 療育に関すること。

(2) 就労に関すること。

(3) 生活に関すること。

(4) 医療に関すること。

(5) 地域移行に関すること。

(6) 障害者差別に関すること。

(7) その他会長が必要であると認める事項に関すること。

4 分科会は、会長が招集し、その会議の議長は、会議の招集の際に委員の中から互選する。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(個人情報の保護)

第8条 委員は、職務上知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、障害福祉担当課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 たつの市第3次障害者計画・第5期障害福祉計画等 策定協議会委員名簿

(敬称略、順不同)

氏名	所属団体名
八十川 信 正	たつの市・揖保郡医師会
矢 野 一 隆	たつの市手をつなぐ育成会
前 田 正 英	あおぞら家族会
藤 田 聡	社会福祉法人 円勝会
宮 崎 宏 興	NPO 法人いねいぶる
宮 本 泰 光	たつの市商工会
内 海 理 子	しずく～はりまピアサポバンク～
船 越 淑 貴	兵庫県立播磨特別支援学校
祐 尾 元 秀	龍野公共職業安定所
福 壽 格	龍野健康福祉事務所
大 野 孝 彦	赤穂精華園
花 畑 千代美	健康課
山 田 晴 人	学校教育課
小 林 真 也	子育て支援課

3 用語解説

【あ行】

◎アクセシビリティ

情報やサービス、ソフトウェア等が、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす用語。利用のしやすさ。

◎医療的ケア

医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為。

◎インクルーシブ

包含する、含まれるという意味で、障害の有無にかかわらず、共に地域の学校・社会に包み込まれ、必要な援助を提供されながら教育を受け、あるいは自立した生活を送ることをいう。

◎ADHD（注意欠陥多動性障害）

Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder を訳した用語。文部科学省によると、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものを指す。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

◎ADS（自閉症スペクトラム）

自閉症やアスペルガー症候群、広汎性発達障害等、自閉症の特性を示す一群の発達障害を、軽度から重度まで区別をせず、一つの障害として捉える考え方。

◎NPO（Non-Profit Organization）

医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性等のあらゆる分野の民間の営利を目的としない市民活動団体のこと。一定の要件を満たし、国や都道府県に届け出て法人格を取得し、活動を行っている「特定非営利活動法人（NPO法人）」もある。

◎LD（学習障害）

基本的に全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

【か行】

◎ケアマネジメント

援助を必要とする人に対し、保健・医療・福祉等様々な社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスを行うこと。

◎高次脳機能障害

頭部外傷や脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害が生じ、これに起因して日常生活・社会生活への適応が困難になる障害。

◎合理的配慮

障害者一人ひとりの状況に応じた支援等について、お金や労力等の負担がかかりすぎない範囲で行う配慮のこと。

【さ行】

◎災害時要配慮者台帳

ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者等（要介護3以上の人）、高齢者のみで構成された世帯構成員、身体障害者手帳における第1種の人、療育手帳における判定Aの人、精神障害者保健福祉手帳における1級の人、難病患者及びその他災害発生時に支援を希望する人を把握し、危機管理課・地域福祉課及び高年福祉課で情報共有するための台帳。

◎社会モデル

不利益を個人の特徴と社会のあり方との相互作用から生じるものとし、社会の側にそれを改善する責務があると捉える。平成18年に採択された国際連合の「障害者の権利に関する条約」も社会モデルに基づくもの。

◎障害者週間

従来、国際障害者年を記念し、障害者問題について国民の理解と認識を更に深め、障害者福祉の増進を図るため12月9日を「障害者の日」として定めていたが、平成16年の「障害者基本法」改正により毎年12月3日から9日までの1週間が「障害者週間」と定められた。

◎職場適応支援者（ジョブコーチ）

知的障害や精神障害等、円滑なコミュニケーションが困難な障害のある人の職業生活の安定を図るため、一緒に職場に入り、つき添って仕事や訓練をサポートしたり、職場内の人間関係の調整等にあたることで、職場環境等への適応を支援する指導員。

◎自立支援医療

心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療で、具体的には、育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されており、育成医療、更生医療は市町村が、精神通院医療は都道府県が実施している。

◎身体障害

先天的あるいは後天的な理由で、身体機能の一部に障害が生じている状態。身体障害者福祉法の規定では、①視覚障害、②聴覚または平衡機能障害、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の内部障害が身体障害者の対象となっている。

◎精神障害

精神疾患により、日常生活や社会参加の困難をきたしている状態をいう。「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の中では、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」を精神障害者と定義している。

◎成年後見制度

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等、判断能力の不十分な人が財産管理等についての契約を行う時に、本人の意思をできる限り生かしながら、権利と財産を守り支援する制度。

【た行】

◎地域活動支援センター

障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等を行う日中活動の場。

◎地域自立支援協議会

障害のある人等への支援の体制の整備を図るため、関係機関や関係団体により構成される、障害者総合支援法に規定される法定協議会。地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

◎知的障害

知能を中心とする精神の発達の遅れがあり、社会生活への適応が困難な状態。

◎特別支援学級

知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害等の障害のある児童・生徒のために、小・中学校に設置された学級。

◎特別支援学校

従来の盲・ろう・養護学校といった障害種別を超えた学校制度。対象とする障害は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障害の程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小・中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

◎特別支援教育コーディネーター

障害のある児童・生徒への適切な支援のために、関係者や関係機関との間を連絡・調整し、協同的に対応できるようにするための役割を持つ者。

【は行】

◎発達障害

自閉症やアスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、限局性学習障害、注意欠如・多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

◎パブリックコメント

行政の政策立案過程で市民の意見を募る制度。行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめホームページ等を通じて意見を募る。市民は、電子メール、郵便等の方法で意見を提出する。

◎バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられてきている。

◎ピアカウンセリング

ピア（peer）は、「仲間」「同僚」を意味し、障害者が社会生活を送る上で必要とされる心構えや生活能力の向上等に関して、障害者自身がカウンセラーとなって、自らの経験を踏まえた相談を行う活動のこと。

◎避難行動要支援者支援名簿

平常時に配慮が必要な人を把握するための要配慮者台帳のうち、特に災害時の避難活動や生活支援を要すると見込まれる人を把握するための台帳。自主防災組織等に提供し、災害発生時の要支援者の避難支援に活用する。

◎福祉教育

学校の児童・生徒に限らず、地域住民等の福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。

◎福祉避難所

寝たきりの高齢者、障害者、妊産婦等、一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう市と利用協定を締結している福祉施設のこと。

◎法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障害者雇用の割合。

【ま行】

◎民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。任期は3年で、職務は、①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力等である。また、児童福祉法による児童委員も兼ねている。

【ら行】

◎ライフステージ

人の生涯における人生の各段階のこと。学齢期・就労・結婚・高齢期等、各人の生活の変化における質的な区切りから見た人生の段階を表す。

**たつの市第3次障害者計画・第5期障害福祉計画
及び第1期障害児福祉計画**

発行年月：平成30年3月

発行：たつの市役所

編集：たつの市健康福祉部地域福祉課

〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永 1005 番地 1

TEL：0791-64-3204 / FAX：0791-63-0863